## 2 歯科診療報酬点数表

項目	現 行	改正案
第1章 基本診療料		
第1部 初・再診料		
第1節 初診料		
A000 初診料		
【点数の見直し】	1 歯科初診料 234点 2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 282点	237点 282点
【注の見直し】	注1 1については、保険医療機関において初診を行った場合に算定する。	→ 注1 1については、歯科外来診療における院内 感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定め る施設基準に適合しているものとして地方厚 生局長等に届け出た保険医療機関において、 初診を行った場合に算定する。この場合にお いて、当該届出を行っていない保険医療機関 については、226点を算定する。
【注の見直し】	注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、歯科外来診療の総 合的な歯科医療環境の体制整備に係る取組を	→ 注9 1及び2については、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関におい て、歯科外来診療の総合的な歯科医療環境の

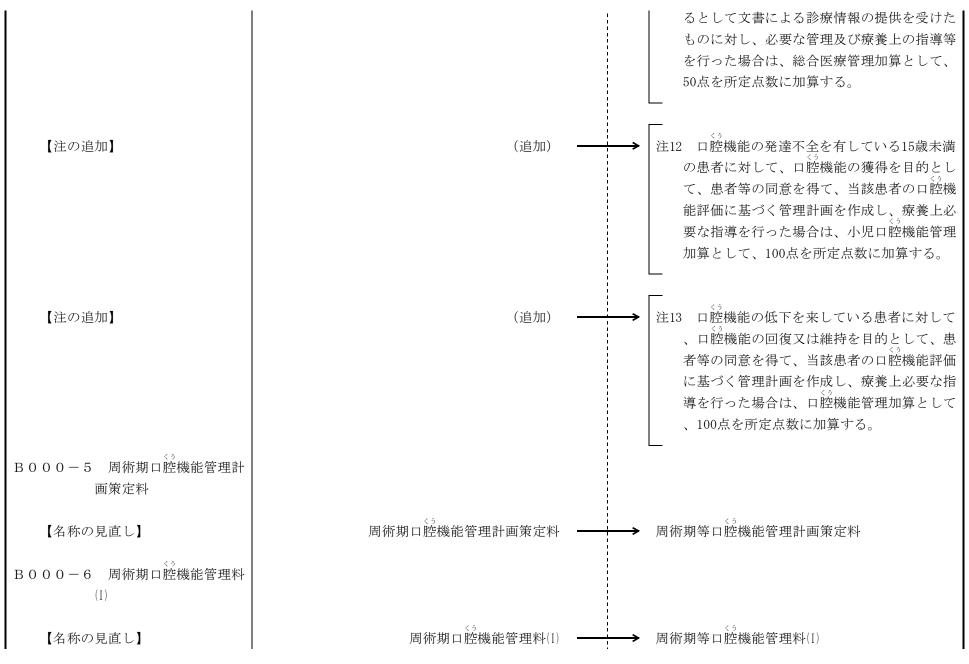
	行った場合は、歯科外来診療環境体制加算として、初診時1回を限度として25点を所定点数に加算する。	体制整備に係る取組を行った場合は、それぞれ歯科外来診療環境体制加算1又は歯科外来診療環境体制加算1又は歯科外来診療環境体制加算2として、初診時1回に限り23点又は25点を所定点数に加算する。
第2節 再診料		
A002 再診料		
【点数の見直し】	1 歯科再診料 45点 2 地域歯科診療支援病院歯科再診料 72点	48点 72点
【注の見直し】	注1 1については、保険医療機関において 再診を行った場合に算定する。	注1 1については、区分番号A000に掲げる 初診料の注1に規定する歯科外来診療における院内感染防止対策につき別に厚生労働大臣 が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関にお いて、再診を行った場合に算定する。この場 合において、当該届出を行っていない保険医 療機関については、41点を算定する。
【注の見直し】	注8 区分番号A000に掲げる初診料の注9に 規定する歯科外来診療環境体制加算に係る施 設基準に適合しているものとして地方厚生局 長等に届け出た保険医療機関において、歯科 外来診療の総合的な歯科医療環境の体制整備 に係る取組を行った場合は、再診時歯科外来	→ 注8 1及び2については、区分番号A000に 掲げる初診料の注9に規定する歯科外来診療 環境体制加算に係る施設基準に適合している ものとして地方厚生局長等に届け出た保険医 療機関において、歯科外来診療の総合的な歯 科医療環境の体制整備に係る取組を行った場

診療環境体制加算として、5点を所定点数に 合は、それぞれ再診時歯科外来診療環境体制 加算する。 加算1又は再診時歯科外来診療環境体制加算 2として、3点又は5点を所定点数に加算す る。 第2部 入院料等 第2節 入院基本料等加算 【区分の見直し】  $A 2 0 0 \sim A 2 2 6$ (略)  $A 2 0 0 \sim A 2 2 6$ (略) A 2 2 7 から A 2 2 7 - 4 まで 削除 A 2 2 7 から A 2 2 7 - 4 まで 削除 A 2 2 7 - 5 退院支援加算 A 2 2 7 - 5 入退院支援加算 A 2 2 8 認知症ケア加算  $A 2 4 0 \sim A 2 4 5$ (略)  $A 2 4 0 \sim A 2 4 5$ A 2 5 0 地域歯科診療支援病院入院 加算 【注の見直し】 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において、歯科訪問診療を実施して 険医療機関において、歯科訪問診療を実施して いる別の保険医療機関で区分番号C000に掲 いる別の保険医療機関で区分番号C000に掲 げる歯科訪問診療料又は区分番号A000に掲 げる歯科訪問診療料又は区分番号A000に掲 げる初診料の注6若しくは区分番号A002に げる初診料の注6若しくは区分番号A002に 掲げる再診料の注4に規定する加算を算定した 掲げる再診料の注4に規定する加算を算定した 患者であって、区分番号B000-4に掲げる 患者であって、区分番号BOOO-4に掲げる 歯科疾患管理料、区分番号COO1-3に掲げ 歯科疾患管理料、区分番号 С 0 0 1 - 3 に掲げ る歯科疾患在宅療養管理料又は区分番号C00 る歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C001 1-5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテー -5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーシ ョン指導管理料又は区分番号C001-6に掲 ション指導管理料を入院の月又はその前月に算

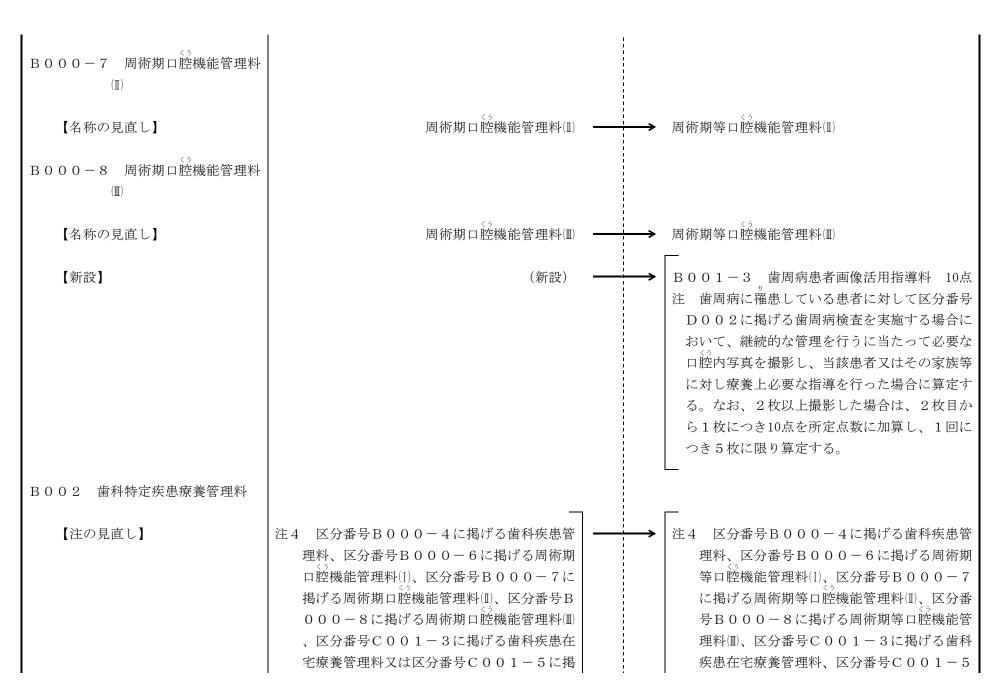
げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション 定しているものについて、当該保険医療機関か ら文書による診療情報提供を受け、求めに応じ 指導管理料を入院の月又はその前月に算定して て入院させた場合に、当該患者(第1節のいず いるものについて、当該保険医療機関から文書 れかの入院基本料(特別入院基本料等を含む。 による診療情報提供を受け、求めに応じて入院 ) を現に算定している患者に限る。) について させた場合に、当該患者(第1節のいずれかの 、入院初日に限り所定点数に加算する。 入院基本料(特別入院基本料等を含む。)を現 に算定している患者に限る。) について、入院 初日に限り所定点数に加算する。 第3節 特定入院料 【区分の見直し】 A 3 0 0 ~ A 3 0 1 (略)  $A 3 0 0 \sim A 3 0 1$ (略) A 3 0 2 小児特定集中治療室管理料 A 3 0 2 削除  $A 3 0 3 \sim A 3 0 6$ A 3 0 3 ~ A 3 0 6 (略) (略)

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第1部 医学管理等		
B000-4 歯科疾患管理料		
【注の見直し】	注3 区分番号B000-6に掲げる周術期口腔機能管理料(I)、区分番号B000-7に掲げる周術期口腔機能管理料(II)、区分番号B000-8に掲げる周術期口腔機能管理料(II)、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号C001-3に掲げる歯科病正管理料を算定した患者に対して、当該管理の終了後に療養上の必要があって歯科疾患の継続的な管理を行う場合は、歯科疾患管理料は注1及び注2の規定にかかわらず、医の番号B000-6に掲げる周術期口腔機能管理料(II)、区分番号B000-7に掲げる周術期口腔機能管理料(II)、区分番号B000-8に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C001-5に掲げ	→ 注3 区分番号B000-6に掲げる周術期等口腔機能管理料(I)、区分番号B000-7に掲げる周術期等口腔機能管理料(II)、区分番号B000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料(III)、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号C001-3に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、区分番号C001-6に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料と区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料を算定した患者に対して、当該管理の終了後に療養上の必要があって歯科疾患の継続的な管理を行う場合は、かわらず、区分番号B000-6に掲げる周術期等口腔機能管理料(II)、区分番号B000-7に掲げる周術期等口腔機能管理料(III)、区分番号B000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料(III)、区分番号B000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料(III)、区分番号B000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料(IIII)、区分番号B000-8に掲げる歯科特定疾患

る在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導 療養管理料、区分番号C001-3に掲げる 管理料又は区分番号N002に掲げる歯科矯 歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C001 正管理料を算定した日の属する月の翌月以降 -5に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテー から算定する。 ション指導管理料、区分番号C001-6に 掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーシ ョン指導管理料又は区分番号N002に掲げ る歯科矯正管理料を算定した日の属する月の 翌月以降から算定する。 【注の見直し】 注7 歯科疾患管理料を算定した月において、区 注7 歯科疾患管理料を算定した月において、区 分番号B000-6に掲げる周術期口腔機能 分番号B000-6に掲げる周術期等口腔機 管理料(I)、区分番号B000-7に掲げる周 能管理料(I)、区分番号B000-7に掲げる 術期口腔機能管理料(I)、区分番号B000-周術期等口腔機能管理料(I)、区分番号B00 8に掲げる周術期口腔機能管理料(11)、区分番 0-8に掲げる周術期等口腔機能管理料(II)、 号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料 区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養 、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在 管理料、区分番号C001-3に掲げる歯科 宅療養管理料、区分番号C001-5に掲げ 疾患在宅療養管理料、区分番号C001-5 る在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導 に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーショ 管理料及び区分番号N002に掲げる歯科矯 ン指導管理料、区分番号C001-6に掲げ 正管理料は、算定できない。 る小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション 指導管理料及び区分番号N002に掲げる歯 科矯正管理料は、算定できない。 【注の追加】 (追加) 注11 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、別の保険医療機関 (歯科診療を行うものを除く。) から歯科治 療における総合的医療管理が必要な患者であ



歯科-医学管理等-3/12



げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指 に掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーショ ン指導管理料又は区分番号C001-6に掲 導管理料を算定している<br />
患者に対して行った 歯科特定疾患療養管理料は、別に算定できな げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーショ ン指導管理料を算定している患者に対して行 V 10 った歯科特定疾患療養管理料は、別に算定で きない。 B004-1-5 外来緩和ケア管理 【点数の見直し】 300点 290点 B004-6 歯科治療総合医療管理 140点 (削除) 料(I) 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 【削除】 た保険医療機関において、別に厚生労働大臣 が定める疾患を主病とする患者であって別の 保険医療機関(歯科診療を行うものを除く。 )から歯科治療における総合的医療管理が必 要であるとして文書による診療情報の提供を 受けたものに対し、第8部処置(区分番号 I 009、I009-2、I010及びI01 1-3に掲げるものを除く。)、第9部手術 又は第12部歯冠修復及び欠損補綴(区分番号 M001から区分番号M003までに掲げる もの(全身麻酔下で行うものを除く。)に限 る。)を行うに当たって、必要な医療管理を 行った場合に、月1回を限度として算定す

る。

	2 同一の患者につき同一月に歯科治療総合医療管理料(I)を算定すべき医療管理を2回以上行った場合は、第1回目の医療管理を行ったときに算定する。 3 鎮静及び医科点数表の区分番号D220に掲げる呼吸心拍監視に係る費用は、所定点数に含まれる。 4 歯科治療総合医療管理料(I)を算定した月において、区分番号B000-6に掲げる周術期口腔機能管理料(I)、区分番号B000-7に掲げる周術期口腔機能管理料(I)、区分番号B000-8に掲げる周術期口腔機能管理料(II)、区分番号B000-8に掲げる周術期口腔機能管理料(II)、区分番号B000-8に掲げる周術期口腔機能管理料(II)、区分番号B000-8に掲げる周術期口腔機能管理料(II)又は区分番号B004-6-2に掲げる歯	
	科治療総合医療管理料(II)は、別に算定できない。	
B004-6-2 歯科治療総合医療 管理料(II) (1日につ き)		
【名称の見直し】	歯科治療総合医療管理料(I) (1日につき)	→ 歯科治療時医療管理料(1日につき)
B004-9 介護支援連携指導料		
【名称の見直し】	介護支援連携指導料 ——	→ 介護支援等連携指導料
【注の見直し】	注 当該保険医療機関に入院中の患者に対して、 患者の同意を得て、歯科医師又はその指示を受 けた歯科衛生士、看護師等が介護支援専門員と	注 当該保険医療機関に入院中の患者に対して、 当該患者の同意を得て、歯科医師又はその指示 を受けた歯科衛生士、看護師等が介護支援専門

歯科-医学管理等-6/12

共同して、患者の心身の状態等を踏まえて導入 が望ましい介護サービスや退院後に利用可能な 介護サービス等について説明及び指導を行った 場合に、当該入院中2回を限度として算定す る。この場合において、同一日に、区分番号B 015の注3に掲げる加算(居宅介護支援事業 者の介護支援専門員と共同して指導を行った場

合に限る。) は別に算定できない。

の状態等を踏まえて導入が望ましい介護サービ ス又は障害福祉サービス等や退院後に利用可能 な介護サービス又は障害福祉サービス等につい て説明及び指導を行った場合に、当該入院中2 回に限り算定する。この場合において、同一日 に、区分番号B015の注3に掲げる加算(介 護支援専門員又は相談支援専門員と共同して指 導を行った場合に限る。) は別に算定できな V 10

員又は相談支援専門員と共同して、患者の心身

【新設】

(新設)

B006-3-4 療養・就労両立支援指導料 1.000点

- 注1 がんと診断された患者(産業医が選任され ている事業場において就労しているものに限 る。) について、就労の状況を考慮して療養 上の指導を行うとともに、産業医に対し、病 状、治療計画、就労上の措置に関する意見等 当該患者の就労と治療の両立に必要な情報を 文書により提供した上で、当該産業医から助 言を得て、治療計画の見直しを行った場合に 、6月に1回に限り算定する。
- 注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合して いるものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関においては、相談体制充実加算と して、500点を所定点数に加算する。
- 注3 注1の規定に基づく産業医への文書の提供 に係る区分番号BOO9に掲げる診療情報提 供料(I)又は区分番号B010に掲げる診療情

報提供料(Ⅱ)の費用は、所定点数に含まれるも のとする。 B008-2 薬剤総合評価調整管理 注2 処方の内容の調整に当たって、別の保険医 【注の見直し】 注2 処方の内容の調整に当たって、別の保険医 療機関又は保険薬局に対して、照会又は情報 療機関又は保険薬局に対して、照会又は情報 提供を行った場合、連携管理加算として、50 提供を行った場合、連携管理加算として、50 点を所定点数に加算する。ただし、連携管理 点を所定点数に加算する。ただし、連携管理 加算を算定した場合において、区分番号B0 加算を算定した場合において、区分番号BO 09に掲げる診療情報提供料(I)(当該別の保 09に掲げる診療情報提供料([)(当該別の保 険医療機関に対して患者の紹介を行った場合 険医療機関に対して患者の紹介を行った場合 に限る。) は同一日には算定できない。 に限る。) 又は区分番号B011に掲げる診 療情報連携共有料(当該別の保険医療機関に 対して行った場合に限る。) は同一日には算 定できない。 B 0 0 9 診療情報提供料(I) 【注の見直し】 注2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意 注2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意 を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村 を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村 又は介護保険法第46条第1項の規定により都 又は介護保険法第46条第1項に規定する指定 道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業 居宅介護支援事業者、同法第58条第1項に規 者等に対して、診療状況を示す文書を添えて 定する指定介護予防支援事業者、障害者の日 、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な 常生活及び社会生活を総合的に支援するため 情報を提供した場合に、患者1人につき月1 の法律第51条の17第1項第1号に規定する指 定特定相談支援事業者、児童福祉法第24条の 回を限度として算定する。 26第1項第1号に規定する指定障害児相談支 援事業者等に対して、診療状況を示す文書を

添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに 必要な情報を提供した場合に、患者1人につ き月1回に限り算定する。 注4 保険医療機関が、診療に基づき当該患者の 【注の見直し】 注4 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意 を得て、介護保険法第8条第27項に規定する 同意を得て、介護老人保健施設又は介護医療 介護老人保健施設(当該保険医療機関と同一 院(当該保険医療機関と同一の敷地内にある の敷地内にある介護老人保健施設その他これ 介護老人保健施設又は介護医療院その他これ に準ずる介護老人保健施設を除く。) に対し に準ずる介護老人保健施設を除く。) に対し て、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介 て、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介 を行った場合に、患者1人につき月1回を限 を行った場合に、患者1人につき月1回に限 度として算定する。 り算定する。 【注の見直し】 注5 保険医療機関が、患者の退院日の属する月 注5 保険医療機関が、患者の退院日の属する月 又はその翌月に、添付の必要を認め、患者の 又はその翌月に、添付の必要を認め、当該患 同意を得て、別の保険医療機関、精神障害者 者の同意を得て、別の保険医療機関、精神障 施設又は介護老人保健施設に対して、退院後 害者施設又は介護老人保健施設若しくは介護 の治療計画、検査結果、画像診断に係る画像 医療院に対して、退院後の治療計画、検査結 情報その他の必要な情報を添付して紹介を行 果、画像診断に係る画像情報その他の必要な った場合は、200点を所定点数に加算する。 情報を添付して紹介を行った場合は、200点 を所定点数に加算する。 【新設】 B 0 1 1 診療情報連携共有料 (新設) 120点 注1 歯科診療を行うに当たり全身的な管理が必 要な患者に対し、当該患者の同意を得て、別 の保険医療機関(歯科診療を行うものを除 く。) で行った検査の結果、投薬内容等の診

療情報について、当該別の保険医療機関に文 書により提供を求めた場合に保険医療機関ご とに患者1人につき、診療情報の提供を求め た日の属する月から起算して3月に1回に限 り算定する。 注2 区分番号B009に掲げる診療情報提供料 (1) (同一の保険医療機関に対して紹介を行っ た場合に限る。)を算定した月は、別に算定 できない。 B 0 1 4 退院時共同指導料 1 【項目の見直し】 1 在宅療養支援歯科診療所(在宅等における療 1 在宅療養支援歯科診療所1又は在宅療養支援 養を歯科医療面から支援する保険医療機関であ 歯科診療所2 (在宅等における療養を歯科医療 って、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適 面から支援する保険医療機関であって、別に厚 合しているものとして地方厚生局長等に届け出 生労働大臣が定める施設基準に適合しているも たものをいう。以下この表において同じ。)の のとして地方厚生局長等に届け出たものをい 場合 900点 う。以下この表において同じ。)の場合 2 1以外の場合 (略) 900点 2 1以外の場合 (略) 【注の見直し】 注1 保険医療機関に入院中の患者について、地 注1 保険医療機関に入院中の患者について、地 域において当該患者の退院後の在宅療養を担 域において当該患者の退院後の在宅療養を担 う保険医療機関と連携する別の保険医療機関 う保険医療機関(以下この区分番号及び区分 の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士 番号B015において「在宅療養担当医療機 が、当該患者が入院している保険医療機関に 関」という。) と連携する別の保険医療機関 赴いて、患者の同意を得て、退院後、在宅で の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士 の療養を行う患者に対して、療養上必要な説 が、当該患者の同意を得て、退院後、在宅で の療養を行う患者に対して、療養上必要な説 明及び指導を、入院中の保険医療機関の歯科

医師若しくは医師又は看護師等と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、 1回を限度として算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該入院中2回を限度として算定する。

B015 退院時共同指導料2

【注の見直し】

注1 入院中の保険医療機関の歯科医師又は看護師等が、入院中の患者に対して、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の歯科医師若しくは医師、当該歯科医師若しくは医師の指示を受けた看護師等又は当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の医師の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院

明及び指導を、入院中の保険医療機関の歯科 医師若しくは医師又は保健師、助産師、看護 師、准看護師(以下この区分番号及び区分番 号B015において「看護師等」という。) 、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療 法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と共同 して行った上で、文書により情報提供した場 合に、1回に限り算定する。ただし、別に厚 生労働大臣が定める疾病等の患者については 、在宅療養担当医療機関と連携する別の保険 医療機関の歯科医師又はその指示を受けた歯 科衛生士が、当該患者が入院している保険医 療機関の歯科医師若しくは医師又は看護師等 と1回以上共同して行う場合は、当該入院中 2回に限り算定する。

注1 入院中の保険医療機関の歯科医師又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士が、入院中の患者に対して、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、在宅療養担当医療機関の歯科医師若しくは医師、当該歯科医師若しくは医師の指示を受けた看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士又は在宅療養担当医療機関の医師の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)、理学療法士

、作業療法士若しくは言語聴覚士と共同して 中1回を限度として算定する。ただし、別に 厚生労働大臣が定める疾病等の患者について 行った上で、文書により情報提供した場合に は、当該入院中2回を限度として算定する。 、当該患者が入院している保険医療機関にお いて、当該入院中1回に限り算定する。ただ し、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者 については、当該患者が入院している保険医 療機関の歯科医師又は看護師等が、在宅療養 担当医療機関の歯科医師若しくは医師、当該 歯科医師若しくは医師の指示を受けた看護師 等又は在宅療養担当医療機関の医師の指示を 受けた訪問看護ステーションの看護師等(准 看護師を除く。)と1回以上、共同して行う 場合は、当該入院中2回に限り算定する。 【注の見直し】 注3 注1の場合において、入院中の保険医療機 注3 注1の場合において、入院中の保険医療機 関の歯科医師が、当該患者の退院後の在宅療 関の歯科医師又は看護師等が、在宅療養担当 養を担う保険医療機関の医師若しくは看護師 医療機関の医師若しくは看護師等、歯科医師 等、歯科医師若しくはその指示を受けた歯科 若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険 衛生士、保険薬局の薬剤師、訪問看護ステー 薬局の薬剤師、訪問看護ステーションの看護 ションの看護師等(准看護師を除く。)又は 師等(准看護師を除く。)、理学療法士、作 居宅介護支援事業者の介護支援専門員のうち 業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門 いずれか3者以上と共同して指導を行った場 員又は相談支援専門員のうちいずれか3者以 合に、2,000点を所定点数に加算する。 上と共同して指導を行った場合に、多機関共 同指導管理加算として、2,000点を所定点数 に加算する。

項目	現 行	改正案
第2章 特揭診療料		
第2部 在宅医療		1 
C000 歯科訪問診療料(1日につき)		
【点数の見直し】	1 歯科訪問診療 1       866点         2 歯科訪問診療 2       283点         3 歯科訪問診療 3       120点	1,036点 338点 175点
【注の見直し】	注1 1については、在宅等において療養を行っている患者(当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に歯科訪問診療を行う場合の当該患者(以下この区分番号において「同一建物居住者」という。)を除く。)であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、次のいずれかに該当する歯科訪問診療(診療時間が20分以上(同一日に当該患者に対して複数回の歯科訪問診療を行った場合は、その合計した時間を診療に要した時間とする。以下同じ。)の場合に限る。ただし、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治療を中止した場合又は当該患者の状態により	注1 1については、在宅等において療養を行っている患者(当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に歯科訪問診療を行う場合の当該患者(以下この区分番号において「同一建物居住者」という。)を除く。)であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を行った場合に算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料又は区分番号A002に掲げる再診料は、算定できない。イ・ロ (略)

20分以上の診療が困難である場合においては、この限りでない。)を行った場合に算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料又は区分番号A002に掲げる再診料は、算定できない。

イ・ロ (略)

【注の見直し】

注2 2については、在宅等において療養を行っている患者(同一建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療(診療時間が20分以上の場合に限る。ただし、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治療を中止した場合においては、この限りでない。)を同一日に9人以下の患者に行った場合に算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料又は区分番号A002に掲げる再診料は、算定できない。

イ・ロ (略)

【注の見直し】

注3 3については、在宅等において療養を行っている患者(同一建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を同一日に10人以上の患者に行った場合又は在宅等において療養を行っている患者であ

注2 2については、在宅等において療養を行っている患者(同一建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を同一日に9人以下の患者に行った場合に算定する。この場合において、区分番号A00に掲げる初診料又は区分番号A002に掲げる再診料は、算定できない。

イ・ロ (略)

注3 3については、在宅等において療養を行っている患者(同一建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を同一日に10人以上の患者に行った場合に算定する。この場合において、区分番号A0

	って通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療(診療時間が20分未満の場合に限る。)を行った場合に算定する。この場合において、区分番号A002に掲げる初診料又は区分番号A002に掲げる再診料は、算定できない。イ・ロ (略)	00に掲げる初診料又は区分番号A002に 掲げる再診料は、算定できない。 イ・ロ (略)
【注の追加】	(追加)	<ul> <li>★ 1から3までを算定する患者(歯科訪問診療料の注13に該当する場合を除く。)について、当該患者に対する診療時間が20分未満の場合は、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</li> <li>イ 1について、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治療を中止した場合又は当該患者の状態により20分以上の診療が困難である場合</li> <li>ロ 2について、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治療を中止した場合</li> </ul>
【注の削除】	注10 歯科訪問診療を行うに当たって、切削を伴 う処置、手術、歯冠修復及び欠損補綴が必要 な場合に即応できるよう切削器具及びその周 辺装置を常時訪問先に携行している場合は、	→ (削除)

在宅患者等急性歯科疾患対応加算として、次 に掲げる点数を、1日につき所定点数に加算 する。 イ 同一建物居住者以外の場合 170点 ロ 同一建物居住者の場合 55点 注11 歯科訪問診療を実施する保険医療機関の歯 【注の見直し】 注11 在宅療養支援歯科診療所の歯科衛生士が、 歯科医師と同行の上、歯科訪問診療の補助を 科衛生士が、歯科医師と同行の上、歯科訪問 行った場合は、歯科訪問診療補助加算として 診療の補助を行った場合は、歯科訪問診療補 、次に掲げる点数を1日につき所定点数に加 助加算として、次に掲げる点数を1日につき 算する。 所定点数に加算する。 イ 在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支 イ 同一建物居住者以外の場合 110点 ロ 同一建物居住者の場合 45点 援歯科診療所2又はかかりつけ歯科医療強 化型歯科診療所の場合 (1) 同一建物居住者以外の場合 115点 (2) 同一建物居住者の場合 50点 ロ イ以外の保険医療機関の場合 (1) 同一建物居住者以外の場合 90点 (2) 同一建物居住者の場合 30点 【注の見直し】 注13 1、2及び3について、在宅療養支援歯科 注13 1から3までについて、在宅療養支援歯科 診療所以外の診療所であって、別に厚生労働 診療所1又は在宅療養支援歯科診療所2以外 の診療所であって、別に厚生労働大臣が定め 大臣が定める基準を満たさないものにおいて は、次に掲げる点数により算定する。なお、 る基準を満たさないものにおいては、次に掲 この場合において、注10に規定する加算は算 げる点数により算定する。 定できない。 イ 初診時 237点 48点 イ 初診時 234点 口 再診時 45点 口 再診時

【注の追加】		(追加) →	注14 区分番号A000に掲げる初診料の注1又 は注2に規定する施設基準に適合しているも のとして地方厚生局長等に届出を行っていな い保険医療機関については、1から3まで又 は注13に規定するそれぞれの所定点数から10 点を減算する。
【注の追加】		(追加) →	注15 1について、当該保険医療機関の外来(歯科診療を行うものに限る。)を受診していた患者であって在宅等において療養を行っているものに対して、歯科訪問診療を実施した場合は、歯科訪問診療移行加算として、次に掲げる点数を所定点数に加算する。なお、この場合において、注12に規定する加算は算定できない。 イ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合 ロ イ以外の場合 150点 100点
C 0 0 1 訪問歯科衛生指導料			
【項目の見直し】	<ol> <li>複雑なもの</li> <li>簡単なもの</li> </ol>	360点 120点	<ul> <li>▶ 1 単一建物診療患者が1人の場合 360点</li> <li>2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 328点</li> <li>3 1及び2以外の場合 300点</li> </ul>

注1 歯科訪問診療を行った歯科医師の指示に基 注1 歯科訪問診療を行った歯科医師の指示に基 【注の見直し】 づき、歯科衛生士、保健師、看護師又は准看 づき、歯科衛生士、保健師、看護師又は准看 護師が訪問して療養上必要な指導として、患 護師が訪問して療養上必要な指導として、単 者又はその家族等に対して、当該患者の口腔 一建物診療患者(当該患者が居住する建物に 居住するもののうち、当該保険医療機関が歯 内での清掃(機械的歯面清掃を含む。) 又は 有床義歯の清掃に係る実地指導を行った場合 科訪問診療を実施し、歯科衛生士等が同一月 は、患者1人につき、月4回(同一月内に1 に訪問歯科衛生指導を行っているものをい 及び2を行った場合は併せて月4回)を限度 う。) 又はその家族等に対して、当該患者の として算定する。 口腔内の清掃(機械的歯面清掃を含む。)、 有床義歯の清掃指導又は口腔機能の回復若し くは維持に関する実地指導を行い指導時間が 20分以上であった場合は、患者1人につき、 月4回に限り、算定する。なお、当該歯科衛 生指導で実施した指導内容等については、患 者に対し文書により提供する。 【注の削除】 注2 1については、患者と1対1で20分以上療 (削除) 養上必要な歯科衛生指導を適切に行った場合 に算定し、2については、1人又は複数の患 者に対して療養上必要な歯科衛生指導を適切 に行った場合に算定する。それぞれ当該歯科 衛生指導で実施した指導内容等について、患 者に対し文書により提供した場合に算定す る。 C 0 0 1 - 3 歯科疾患在宅療養管理

【項目の見直し】	1 在宅療養支援歯科診療所の場合       240点         2 1以外の場合       180点	→ 1 在宅療養支援歯科診療所1の場合 320点 2 在宅療養支援歯科診療所2の場合 250点 3 1及び2以外の場合 190点
【注の追加】	(追加)	→ 注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別の保険医療機関(歯科診療を行うものを除く。)から歯科治療における総合的医療管理が必要な患者であるとして文書による診療情報の提供を受けたものに対し、必要な管理及び療養上の指導等を行った場合は、在宅総合医療管理加算として50点を所定点数に加算する。
【注の見直し】	注4 当該保険医療機関の歯科医師が、他の保険 医療機関に入院している患者に対して、当該 患者の入院している他の保険医療機関の栄養 サポートチームの構成員として診療を行い、 その結果を踏まえて注1に規定する口腔機能 評価に基づく管理を行った場合は、栄養サポートチーム連携加算1として、60点を所定点 数に加算する。	→ 注5 当該保険医療機関の歯科医師が、他の保険 医療機関に入院している患者に対して、当該 患者の入院している他の保険医療機関の栄養 サポートチーム等の構成員として診療を行い 、その結果を踏まえて注1に規定する口腔機 能評価に基づく管理を行った場合は、栄養サ ポートチーム等連携加算1として、80点を所 定点数に加算する。
【注の見直し】	注5 当該保険医療機関の歯科医師が、介護保険 施設に入所している患者に対して、当該患者 の入所している施設で行われる食事観察等に 参加し、その結果を踏まえて注1に規定する	→ 注6 当該保険医療機関の歯科医師が、介護保険 法第8条第25項に規定する介護保険施設等に 入所している患者に対して、当該患者の入所 している施設で行われる食事観察等に参加し

、その結果を踏まえて注1に規定する口腔機 口腔機能評価に基づく管理を行った場合は、 栄養サポートチーム連携加算2として、60点 能評価に基づく管理を行った場合は、栄養サ を所定点数に加算する。 ポートチーム等連携加算2として、80点を所 定点数に加算する。 【注の見直し】 注6 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管 注7 区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管 理料、区分番号B000-6に掲げる周術期 理料、区分番号B000-6に掲げる周術期 口腔機能管理料(I)、区分番号B000-7に 等口腔機能管理料(I)、区分番号B000-7 掲げる周術期口腔機能管理料(II)、区分番号B に掲げる周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)、区分番 000-8に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅲ) 号B000-8に掲げる周術期等口腔機能管 、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療 理料団、区分番号B002に掲げる歯科特定 疾患療養管理料、区分番号С001-5に掲 養管理料、区分番号C001-5に掲げる在 宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理 げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション指 料又は区分番号N002に掲げる歯科矯正管 導管理料、区分番号C001-6に掲げる小 児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導 理料は、別に算定できない。 管理料又は区分番号N002に掲げる歯科矯 正管理料は、別に算定できない。 C 0 0 1 - 4 在宅患者歯科治療総合 140点 (削除) 医療管理料([) 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 【削除】 た保険医療機関において、区分番号C000 に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者(別 に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患 者に限る。) であって別の保険医療機関(歯 科診療を行うものを除く。)から歯科治療に おける総合的医療管理が必要であるとして文 書による診療情報の提供を受けたものに対し

、第8部処置(区分番号 I 0 0 9、 I 0 0 9 -2、 I 0 1 0 及び I 0 1 1 - 3 を除く。) 、第9部手術又は第12部歯冠修復及び欠損補 綴(区分番号M001から区分番号M003 までに掲げるもの(全身麻酔下で行うものを 除く。) に限る。) を行うに当たって、必要 な医療管理を行った場合に、月1回を限度と して算定する。

- 2 同一の患者につき同一月に在宅患者歯科治 療総合医療管理料([)を算定すべき医療管理を 2回以上行った場合は、第1回目の医療管理 を行ったときに算定する。
- 3 在宅患者歯科治療総合医療管理料(I)を算定 した月において、区分番号B000-6に掲 げる周術期口腔機能管理料(I)、区分番号B0 00-7に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅱ)、 区分番号B000-8に掲げる周術期口腔機 能管理料(II)又は区分番号C001-4-2に 掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料団は 、別に算定できない。
- 4 鎮静及び医科点数表の区分番号D220に 掲げる呼吸心拍監視に係る費用は、所定点数 に含まれる。

C001-4-2 在宅患者歯科治療 総合医療管理料(II) (1目につき)

【名称の見直し】

注3 在宅患者歯科治療時医療管理料を算定した 【注の見直し】 注3 在宅患者歯科治療総合医療管理料(I)を算定 した月において、区分番号B000-6に掲 月において、区分番号B000-6に掲げる げる周術期口腔機能管理料(I)、区分番号B0 周術期等口腔機能管理料(1)、区分番号B00 00-7に掲げる周術期口腔機能管理料(I)、 0-7に掲げる周術期等口腔機能管理料(I)又 区分番号B000-8に掲げる周術期口腔機 は区分番号B000-8に掲げる周術期等口 腔機能管理料団は、別に算定できない。 能管理料(11)又は区分番号С001-4に掲げ る在宅患者歯科治療総合医療管理料(」)を算定 した月は、別に算定できない。 C001-5 在宅患者訪問口腔リハ ビリテーション指導管理 【注の見直し】 注1 当該保険医療機関の歯科医師が、区分番号 注1 当該保険医療機関の歯科医師が、区分番号 C000に掲げる歯科訪問診療料を算定した C000に掲げる歯科訪問診療料を算定した 患者であって、摂食機能障害を有し、継続的 患者であって、摂食機能障害を有し、継続的 な歯科疾患の管理が必要なものに対して、当 な歯科疾患の管理が必要なものに対して、当 該患者又はその家族等の同意を得て、当該患 該患者又はその家族等の同意を得て、当該患 者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し 者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し 、30分以上必要な指導管理を行った場合に、 、20分以上必要な指導管理を行った場合に、 月4回を限度として算定する。 月4回に限り算定する。 【注の見直し】 注2 区分番号D002に掲げる歯周病検査、区 注2 区分番号D002に掲げる歯周病検査、区 分番号D002-5に掲げる歯周病部分的再 分番号D002-5に掲げる歯周病部分的再 評価検査、区分番号I011に掲げる歯周基 評価検査、区分番号I011に掲げる歯周基 本治療、区分番号I011-2に掲げる歯周 本治療、区分番号Ⅰ011−2に掲げる歯周 病安定期治療(I)、区分番号 I 0 1 1 - 2 - 2 病安定期治療([)、区分番号 [011-2-2]

に掲げる歯周病安定期治療(Ⅱ)、区分番号Ⅰ0 に掲げる歯周病安定期治療(II)、区分番号 I O 11-3に掲げる歯周基本治療処置、区分番 11-3に掲げる歯周基本治療処置、区分番 号IO30に掲げる機械的歯面清掃処置及び 号 I 0 2 9 - 2 に掲げる在宅等療養患者専門 的口腔衛生処置、区分番号I030に掲げる 区分番号H001に掲げる摂食機能療法は所 定点数に含まれ、別に算定できない。 機械的歯面清掃処置及び区分番号H001に 掲げる摂食機能療法は所定点数に含まれ、別 に算定できない。 注3 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導 注3 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導 【注の見直し】 管理料を算定した月において、区分番号B0 管理料を算定した月において、区分番号B0 00-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号 00-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号 BOO2に掲げる歯科特定疾患療養管理料及 BOO2に掲げる歯科特定疾患療養管理料、 区分番号 С 0 0 1 - 3 に掲げる歯科疾患在宅 び区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在 宅療養管理料は別に算定できない。 療養管理料及び区分番号 C O O 1 - 6 に掲げ る小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション 指導管理料は別に算定できない。 【注の見直し】 注4 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の 注4 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の 歯科医師が当該指導管理を実施した場合は、 歯科医師が当該指導管理を実施した場合は、 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算 として、100点を所定点数に加算する。 として、75点を所定点数に加算する。 【注の見直し】 注 5 在宅療養支援歯科診療所の歯科医師が、当 注5 在宅療養支援歯科診療所1又は在宅療養支 該指導管理を実施した場合は、在宅療養支援 援歯科診療所2の歯科医師が、当該指導管理 歯科診療所加算として、50点を所定点数に加 を実施した場合は、在宅療養支援歯科診療所 算する。ただし、注4に規定する加算を算定 加算1又は在宅療養支援歯科診療所加算2と して、それぞれ125点又は100点を所定点数に している場合は、算定できない。

	加算する。ただし、注4に規定する加算を算 定している場合は、算定できない。
【注の追加】	(追加) 注 6 当該保険医療機関の歯科医師が、他の保険 医療機関に入院している患者に対して、当該 患者の入院している他の保険医療機関の栄養 サポートチーム等の構成員として診療を行い 、その結果を踏まえて注1に規定する口腔機 能評価に基づく管理を行った場合は、栄養サポートチーム等連携加算1として、80点を所 定点数に加算する。
【注の追加】	(追加) 注7 当該保険医療機関の歯科医師が、介護保険 法第8条第25項に規定する介護保険施設等に 入所している患者に対して、当該患者の入所 している施設で行われる食事観察等に参加し 、その結果を踏まえて注1に規定する口腔機 能評価に基づく管理を行った場合は、栄養サポートチーム等連携加算2として、80点を所 定点数に加算する。
【新設】	(新設) - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

その家族の同意を得て、当該患者の口腔機能 評価に基づく管理計画を作成し、20分以上必 要な指導管理を行った場合に、月4回に限り 算定する。

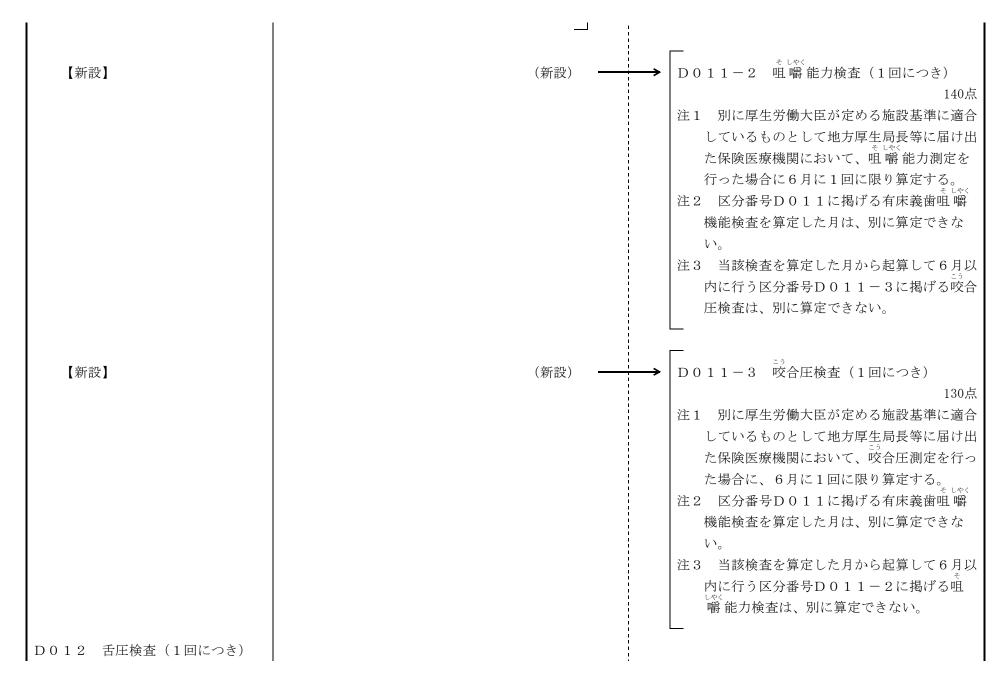
- 注2 区分番号D002に掲げる歯周病検査、区分番号H001に掲げる摂食機能療法、区分番号I011に掲げる歯周基本治療、区分番号I011-3に掲げる歯周基本治療処置、区分番号I029-2に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置及び区分番号I030に掲げる機械的歯面清掃処置は所定点数に含まれ、別に算定できない。
- 注3 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション 指導管理料を算定した月において、区分番号 B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分 番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理 料、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患 在宅療養管理料及び区分番号C001-5に 掲げる在宅患者訪問口腔リハビリテーション 指導管理料は別に算定できない。
- 注4 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の 歯科医師が当該指導管理を実施した場合は、 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算 として、75点を所定点数に加算する。
- 注5 在宅療養支援歯科診療所1又は在宅療養支援歯科診療所2の歯科医師が、当該指導管理を実施した場合は、在宅療養支援歯科診療所加算1又は在宅療養支援歯科診療所加算2として、それぞれ125点又は100点を加算する。ただし、注4に規定する加算を算定している

場合は、算定できない。 C 0 0 3 在宅患者訪問薬剤管理指導 1 単一建物診療患者が1人の場合 【項目の見直し】 1 同一建物居住者以外の場合 650点 650点 2 同一建物居住者の場合 300点 2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 320点 1及び2以外の場合 290点 【注の見直し】 注1 1については、在宅において療養を行って 注1 在宅で療養を行っている患者であって通院 が困難なものに対して、診療に基づき計画的 いる患者(当該患者と同一の建物に居住する な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が 他の患者に対して当該保険医療機関が同一日 に訪問薬剤管理指導を行う場合の当該患者 訪問して薬学的管理指導を行った場合に、単 (以下この区分番号において「同一建物居住 一建物診療患者(当該患者が居住する建物に 者」という。)を除く。)であって通院が困 居住する者のうち、当該保険医療機関の薬剤 難なものに対して、2については、在宅にお 師が訪問し薬学的管理指導を行っているもの いて療養を行っている患者(同一建物居住者 をいう。) の人数に従い、患者1人につき月 に限る。) であって通院が困難なものに対し 4回(末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄 て、診療に基づき計画的な医学管理を継続し 養法の対象患者については、週2回かつ月8 て行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理 回)に限り算定する。この場合において、1 指導を行った場合に、1と2を合わせて患者 から3までを合わせて薬剤師1人につき週40 1人につき月4回(末期の悪性腫瘍患者及び 回に限り算定できる。 中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8 回)を限度として算定する。この場合におい て、1と2を合わせて薬剤師1人につき週40 回に限り算定する。

【注の追加】 注4 6歳未満の乳幼児に対して、薬剤師が訪問 (追加) して薬学的管理指導を行った場合には、乳幼 児加算として、100点を所定点数に加算す る。 C008 在宅患者緊急時等カンファ レンス料 【注の見直し】 注 歯科訪問診療を実施している保険医療機関の 注 歯科訪問診療を実施している保険医療機関の 歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、 歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、 在宅での療養を行っている患者であって通院が 在宅での療養を行っている患者であって通院が 困難なものの状態の急変等に伴い、当該歯科医 困難なものの状態の急変等に伴い、当該歯科医 師の求め又は当該患者の在宅療養を担う保険医 師の求め又は当該患者の在宅療養を担う保険医 療機関の医師の求めにより、訪問診療を実施し 療機関の医師の求めにより、訪問診療を実施し ている保険医療機関の医師、訪問薬剤管理指導 ている保険医療機関の医師、訪問薬剤管理指導 を実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看 を実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看 護ステーションの看護師等又は居宅介護支援事 護ステーションの保健師、助産師、看護師、理 業者の介護支援専門員と共同で患家等に赴き力 学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介 ンファレンスを行い又はカンファレンスに参加 護支援専門員又は相談支援専門員と共同でカン し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行 ファレンスを行い又はカンファレンスに参加し った場合に、月2回を限度として算定する。 、それらの者と共同で療養上必要な指導を行っ た場合に、月2回に限り算定する。

項目	現行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第3部 検査		
第1節 検査料	_	
D003-2 口腔内写真検査(1枚 につき) 【削除】	10点 注 区分番号D002に掲げる歯周病検査を実施 する場合において、プラークコントロールの動 機付けを目的として、歯周疾患の状態を患者に 示した場合に、1回につき5枚を限度として算 定する。	→ (削除)
D011 有床義歯咀嚼機能検査 (1口腔につき)		
【項目の見直し】	1 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合(1回につき) 480点2 咀嚼能力測定のみを行う場合(1回につき) 100点	→ 1 有床義歯咀嚼機能検査1 (1回につき) イ 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行 う場合 560点 ロ 咀嚼能力測定のみを行う場合 140点 2 有床義歯咀嚼機能検査2 (1回につき) イ 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 550点 ロ 咬合圧測定のみを行う場合 130点

【注の見直し】	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯装着時の咀嚼機能検査を行った場合に算定する。     注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、咀嚼機能検査を行った場合に算定する。     行った場合に算定する。
【注の見直し】	注2 1については、区分番号M018に掲げる 有床義歯又はM019に掲げる熱可塑性樹脂 有床義歯を新製する場合において、新製有床 義歯装着日より前及び当該装着日以後のそれ ぞれについて、当該検査を実施した場合に算 定する。
【注の見直し】	注3 1について、新製有床義歯装着日より前に 2回以上行った場合は、第1回目の検査を行ったときに限り算定する。  注3 新製有床義歯等の装着日前に2回以上行った場合は、第1回目の検査を行ったときに限り算定する。
【注の見直し】	注4 1について、新製有床義歯装着日以後に行った場合った場合は、新製有床義歯の装着日以後に行った場合 りから起算して6月以内に限り、月1回を限度として算定する。
【注の削除】	注 5 2 については、1 を算定した患者について 、新製有床義歯の装着日の属する月から起算 して6月以内に限り、月1回を限度として算 定する。 (削除)



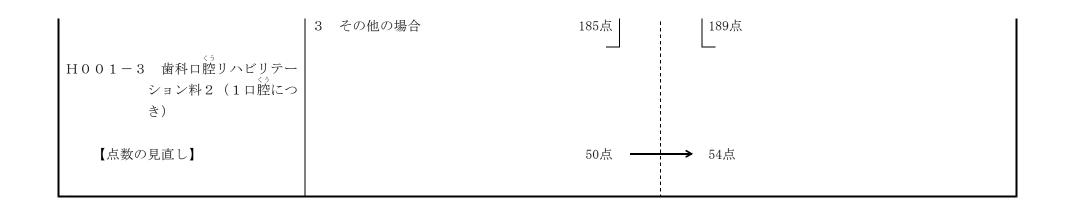
【注の見直し】	注 舌圧測定を行った場合に、月2回を限度として算定する。	注1 舌圧測定を行った場合は、6月に1回に限り算定する。
【注の追加】	(追加)	注2 注1の規定にかかわらず、区分番号 I 0 1 7-1-3に掲げる舌接触補助床又は区分番 号M 0 2 5 に掲げる口蓋補綴、顎補綴を装着 する患者若しくは J 1 0 9 に掲げる広範囲顎 骨支持型装置埋入手術の対象となる患者に対して舌圧測定を行った場合は、月 2 回に限り 算定する。
【新設】	(新設)	D013 精密触覚機能検査 460点注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該検査を行った場合に月1回に限り算定する。

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第5部 投薬		
第2節 処方料		
F100 処方料		
【注の見直し】	注 6 診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者(別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。)に対して薬剤の処方期間が28日以上の処方を行った場合は、月1回を限度として1処方につき65点を加算する。ただし、この場合において、同一月に注5の加算は算定できない。	→ 注 6 診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者(別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。)に対して薬剤の処方期間が28日以上の処方を行った場合は、特定疾患処方管理加算2として、月1回に限り1処方につき66点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一月に特定疾患処方管理加算1は算定できない。
【注の見直し】	注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において投薬を行った場合には、外来後発医薬品使用体制加算として、当該基準に係る区分に従い、1処方につき次に掲げる点数をそれぞれ加算する。 イ 外来後発医薬品使用体制加算1 4点	→ 注8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において投薬を行った場合に は、外来後発医薬品使用体制加算として、当 該基準に係る区分に従い、1処方につき次に 掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 外来後発医薬品使用体制加算1 5点

	ロ 外来後発医薬品使用体制加算 2 3 点 ロ 外来後発医薬品使用体制加算 2 4 点 ハ 外来後発医薬品使用体制加算 3 2 点
第5節 処方箋料	
F400 処方箋料	
【注の見直し】	注4 診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者(別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。)に対して薬剤の処方期間が28日以上の処方を行った場合は、月1回を限度として1処方につき65点を加算する。ただし、この場合において、同一月に注3の加算は算定できない。    注4   診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者(別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。)に対して薬剤の処方期間が28日以上の処方を行った場合は、特定疾患処方管理加算2として、月1回に限り1処方につき66点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一月に注3の加算は算定できない。
【注の見直し】	注 6 薬剤の一般的名称を記載する処方せんを交付した場合は、当該処方せんの内容に応じ、次に掲げる点数を処方せんの交付1回につきそれぞれ加算する。     イ 一般名処方加算 1 3 点 ロ 一般名処方加算 2 2 点

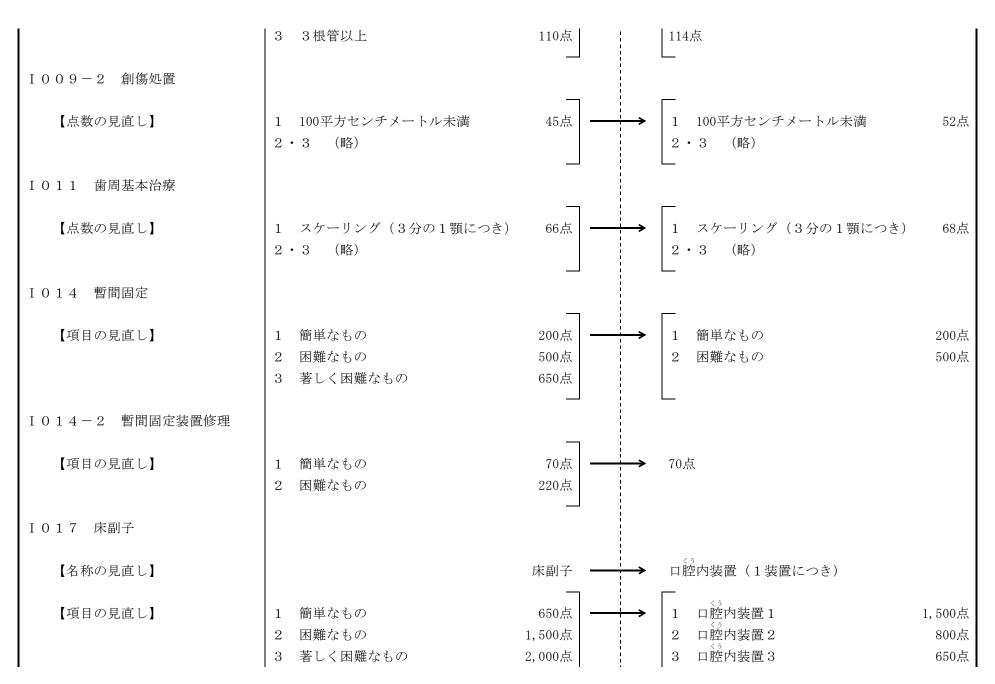
項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第6部 注射		
第1節 注射料		
第2款 無菌製剤処理料		
G020 無菌製剤処理料	Γ	
【注の見直し】	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、点滴注射、中心静脈注射及び植込型カテーテルによる中心静脈注射を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤について、必要があって無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、皮内注射、皮下注射、筋肉内注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、点滴注射、中心静脈注射又は植込型カテーテルによる中心静脈注射を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤について、必要があって無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第7部 リハビリテーション		
第1節 リハビリテーション料		
H001 摂食機能療法(1日につき)		
【項目の見直し】	185点	1 30分以上の場合 185点 2 30分未満の場合 130点
【注の追加】	(追加)	注2 2については、脳卒中の患者であって、摂 食機能障害を有するものに対して、脳卒中の 発症から14日以内に限り、1日につき算定で きる。
H001-2 歯科口腔リハビリテー ション料1 (1口腔につ き)		
【点数の見直し】	1 有床義歯の場合100点イ ロ以外の場合100点ロ 困難な場合120点2 舌接触補助床の場合190点	104点 124点 194点



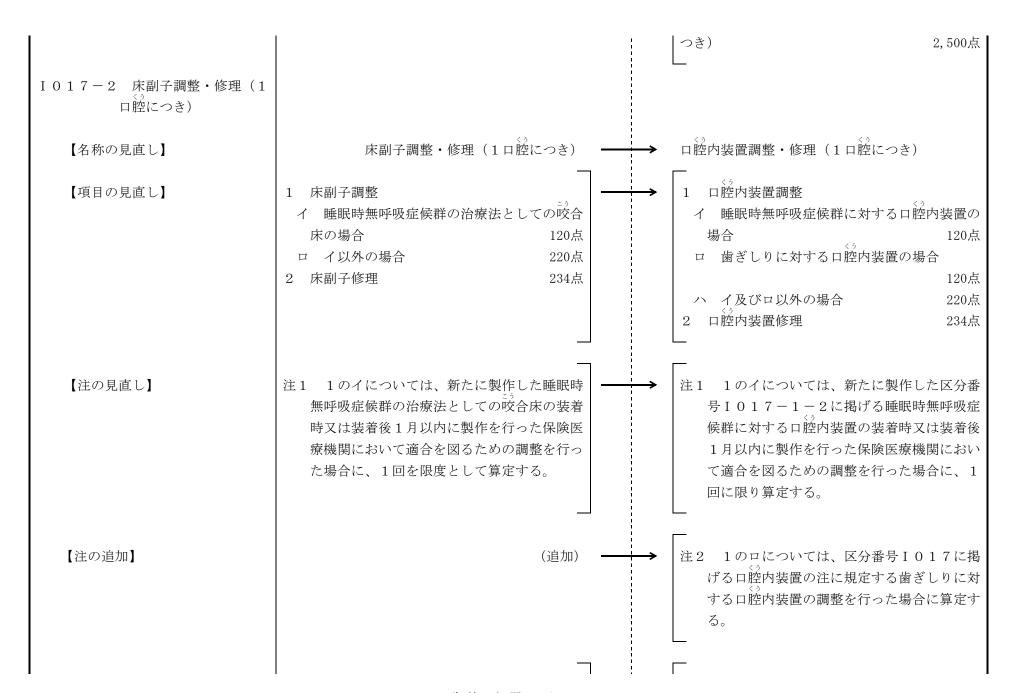
項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第8部 処置		
通則		
【通則の見直し】	5 6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して、処置を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、次に掲げる点数を、それぞれ当該処置の所定点数に加算する。ただし、通則第8号又は第9号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。 イ 処置(区分番号I005(1及び2に限る。)に掲げる抜髄、区分番号I006(1及び2に限る。)に掲げる感染根管処置及び区分番号I017に掲げる床副子を除く。)を行った場合 所定点数の100分の50に相当する点数ロ(略)	→ 5 6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して、処置を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、次に掲げる点数を、それぞれ当該処置の所定点数に加算する。ただし、通則第8号又は第9号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。 イ 処置(区分番号I005(1及び2に限る。)に掲げる抜髄、区分番号I006(1及び2に限る。)に掲げる感染根管処置、区分番号I017に掲げる口腔内装置、区分番号I017-1-2に掲げる睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置、区分番号I017-1-4に掲げる術後即時顎補綴装置を除く。)を行った場合所定点数の100分の50に相当する点数口(略)
【通則の見直し】	9 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療	→ 9 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料及

料及び同注5に規定する加算を算定する患 び同注6に規定する加算を算定する患者に対し 者に対して、歯科訪問診療時に処置を行っ て、歯科訪問診療時に処置を行った場合は、次 た場合は、次に掲げる点数を、それぞれ当 に掲げる点数を、それぞれ当該処置の所定点数 該処置の所定点数に加算する。 に加算する。 イ 処置(区分番号 I 0 0 5 (1 及び 2 に限 イ 処置(区分番号 I 0 0 5 (1 及び 2 に限 る。) に掲げる抜髄、区分番号 I 0 0 6 (1 る。) に掲げる抜髄、区分番号 I 0 0 6 (1 及び2に限る。) に掲げる感染根管処置及び 及び2に限る。) に掲げる感染根管処置、区 区分番号 I 0 1 7 に掲げる床副子を除く。) 分番号 I 0 1 7 に掲げる口腔内装置、区分番 号 I 0 1 7-1-2 に掲げる睡眠時無呼吸症 を行った場合 候群に対する口腔内装置、区分番号 I 0 1 7 所定点数の100分の50に相当する点数 (略) -1-3に掲げる舌接触補助床及び区分番号 口 Ⅰ 0 1 7 - 1 - 4 に掲げる術後即時顎補綴装 置を除く。)を行った場合 所定点数の100分の50に相当する点数 (略) 口 第1節 処置料 I 0 0 6 感染根管処置(1 歯につき 【点数の見直し】 1 単根管 144点 150点 294点 300点 2 2根管 3 3根管以上 432点 438点 I 0 0 8 根管充填(1 歯につき) 【点数の見直し】 1 単根管 68点 72点 2 2根管 94点 90点



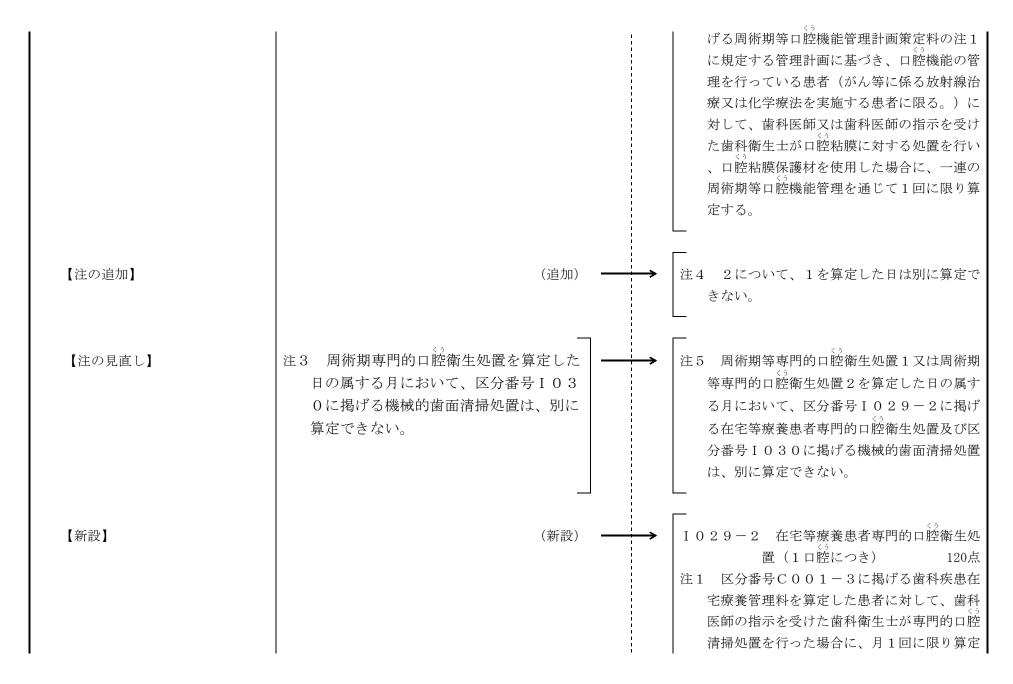
歯科-処置-3/12

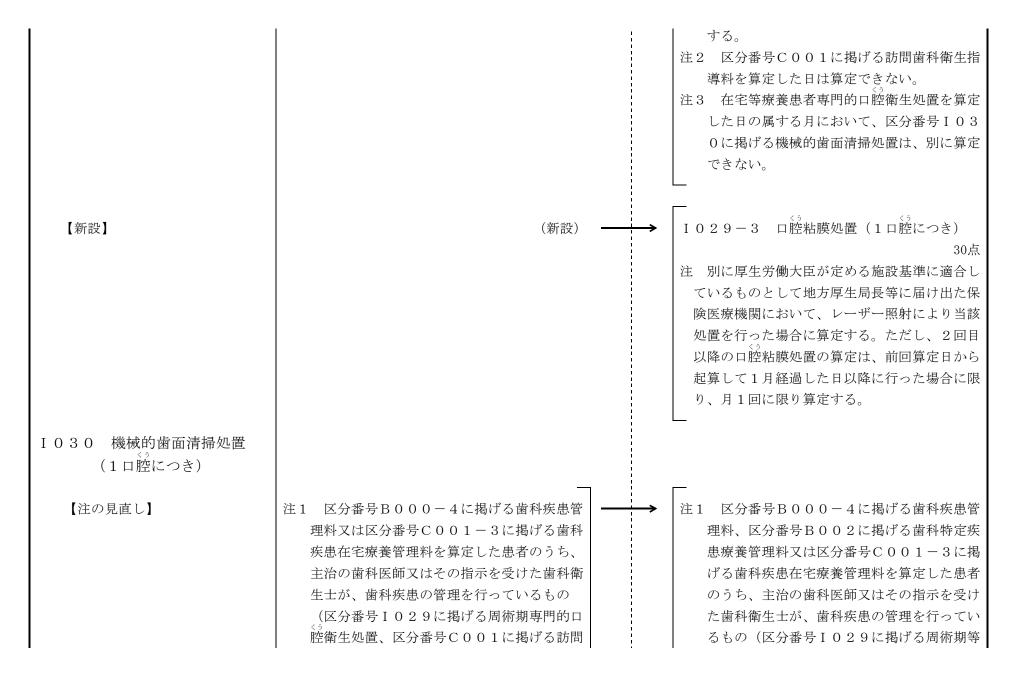
	4 摂食機能の改善を目的とする 助床) イ 新たに製作した場合 ロ 旧義歯を用いた場合	もの(舌接触補 2,000点 500点	
【注の追加】		(追加) ——	注 顎関節治療用装置、歯ぎしりに対する口腔内 装置又はその他口腔内装置を製作した場合に当 該製作方法に係る区分に従い、それぞれ所定点 数を算定する。
【新設】		(新設)	■ I 0 1 7 − 1 − 2 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき)  1 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 1 3,000点 2 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 2 2,000点 注 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置を製作した場合に、当該製作方法に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
【新設】		(新設) ——	T 0 1 7 - 1 - 3 舌接触補助床 (1 装置につき ) 1 新たに製作した場合 2,500点 2 旧義歯を用いた場合 1,000点
【新設】		(新設)	→ I 0 1 7 − 1 − 4 術後即時顎補綴装置(1 顎に

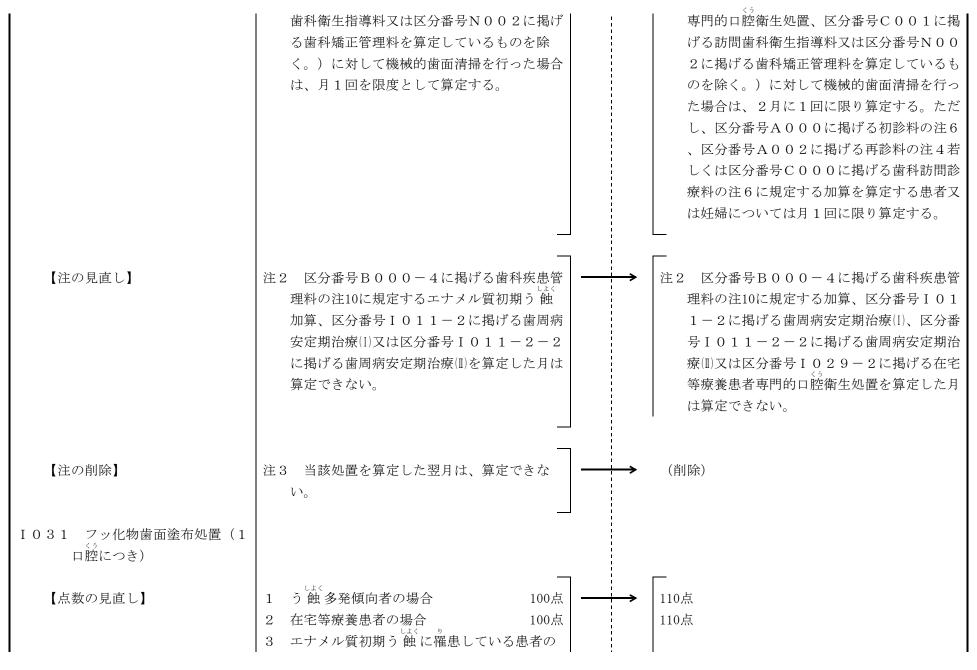


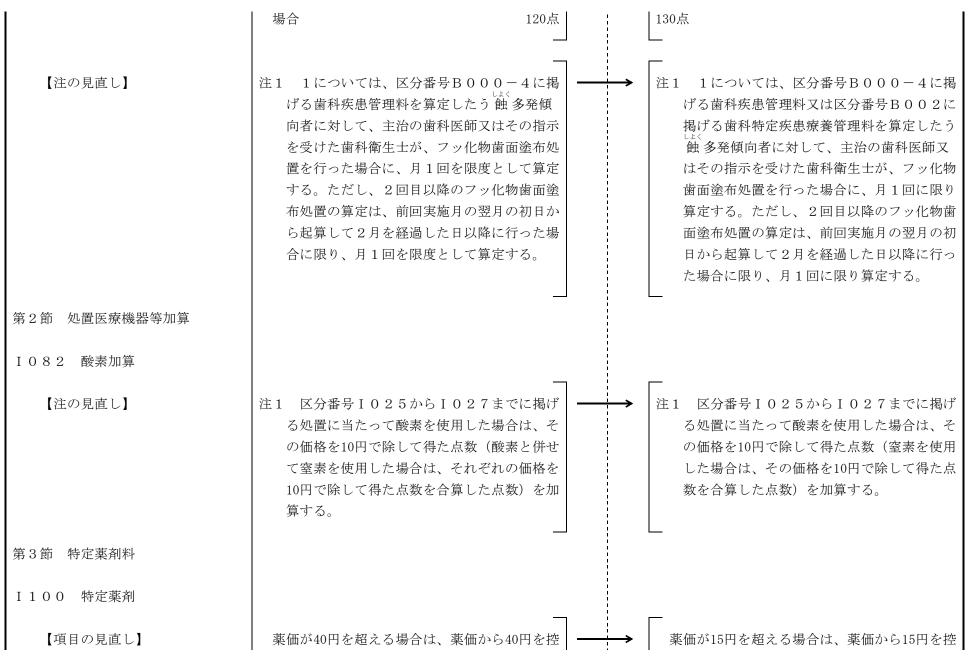
【注の見直し】	注2 1の口については、咬合挙上副子又は術行 即時顎補綴装置の調整を行った場合に算定る。	ı	注3 1のハについては、区分番号 I 0 1 7 に掲げる口腔内装置の注に規定する顎関節治療用装置又は区分番号 I 0 1 7 - 1 - 4 に掲げる 術後即時顎補綴装置の調整を行った場合に算定する。
【注の見直し】	注3 同一の患者について1月以内に床副子調整を2回以上行った場合は、第1回の調整を行ったときに算定する。	!	注4 同一の患者について1月以内に口腔内装置 調整を2回以上行った場合は、第1回の調整 を行ったときに算定する。
【注の見直し】	注4 2については、同一の患者について1月月内に床副子修理を2回以上行った場合は、第1回の修理を行ったときに算定する。		注5 2については、同一の患者について1 月以内に口腔内装置修理を2回以上行っ た場合は、第1回の修理を行ったときに 算定する。
I 0 1 9 歯冠修復物又は補綴物の除去(1歯につき)			
【点数の見直し】	1 簡単なもの       16月         2 困難なもの       32月         3 著しく困難なもの       54月	点	20点 36点 60点
I 0 2 6 高気圧酸素治療(1 日につき)			
【点数の見直し】	200)	点 <del> </del>	3,000点

I 0 2 9 周術期専門的口腔衛生処置 (1 口腔につき)		
【項目の見直し】	周術期専門的口腔衛生処置(1口腔につき)92点 ————————————————————————————————————	■
【注の見直し】	注1 区分番号B000-6に掲げる周術期口腔機能管理料(I)又は区分番号B000-7に掲げる周術期口腔機能管理料(I)を算定した入院中の患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合に、周術期口腔機能管理料(I)又は周術期口腔機能管理料(I)を算定した日の属する月において、術前1回、術後1回を限度として算定する。	→ 注1 1について、区分番号B000-6に掲げる周術期等口腔機能管理料(I)又は区分番号B000-7に掲げる周術期等口腔機能管理料(I)を算定した入院中の患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合に、区分番号B000-6に掲げる周術期等口腔機能管理料(I)又は区分番号B000-7に掲げる周術期等口腔機能管理料(I)を算定した日の属する月において、術前1回、術後1回に限り算定する。
【注の見直し】	注2 区分番号B000-8に掲げる周術期口腔機能管理料(III)を算定した患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合に、周術期口腔機能管理料(III)を算定した日の属する月において、月1回を限度として算定する。	→ 注2 1について、区分番号B000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料(皿)を算定した患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合に、区分番号B000-8に掲げる周術期等口腔機能管理料(皿)を算定した日の属する月において、月1回に限り算定する。
【注の追加】	(追加)	→ 注3 2については、区分番号B000-5に掲



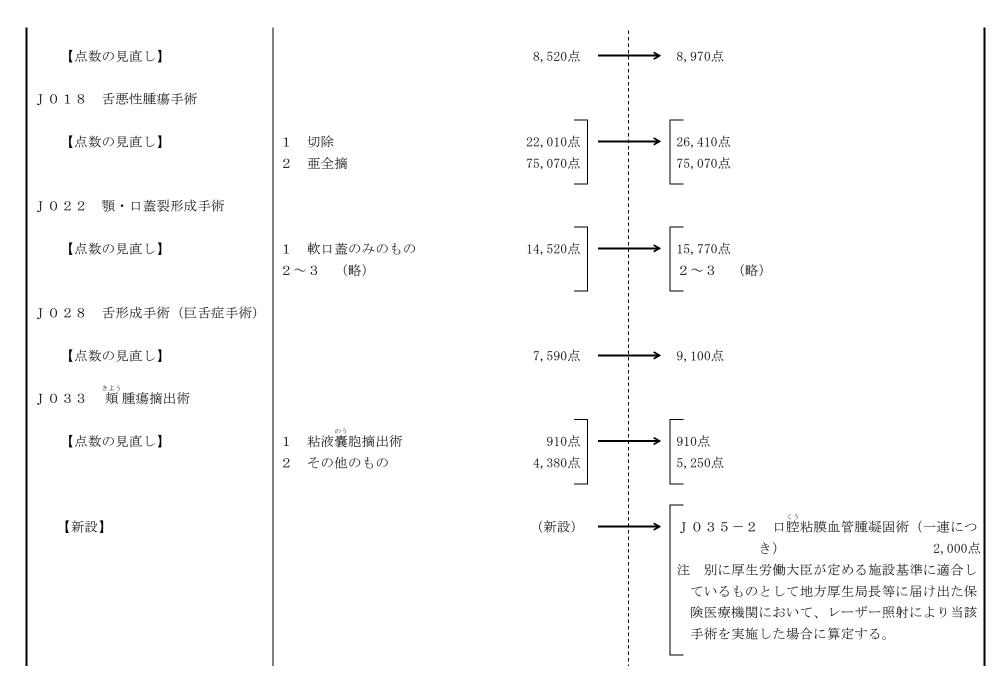


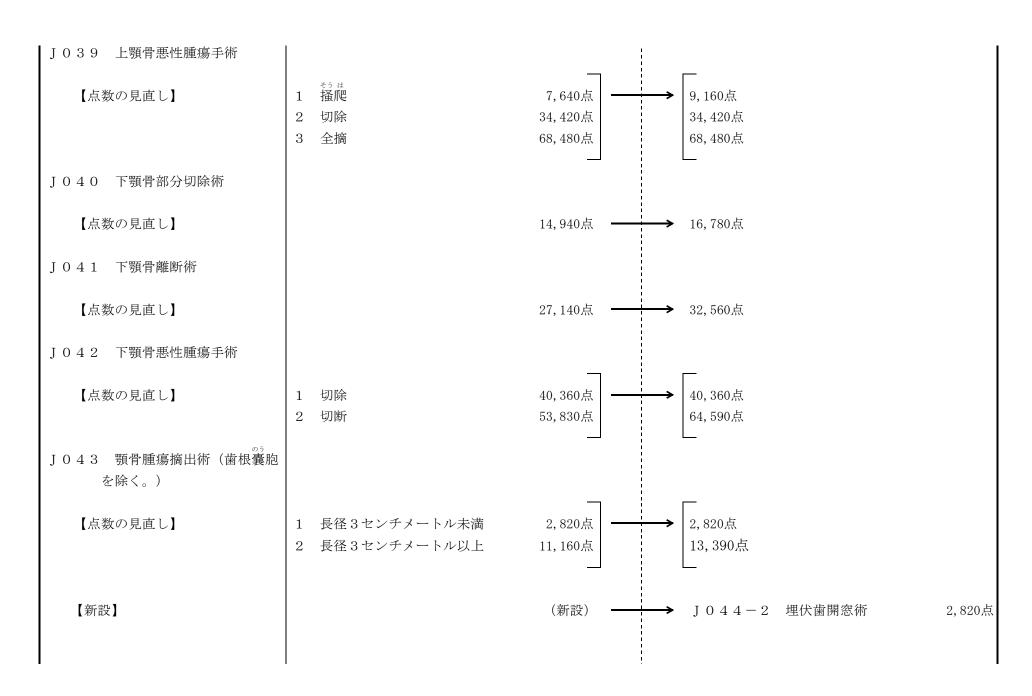


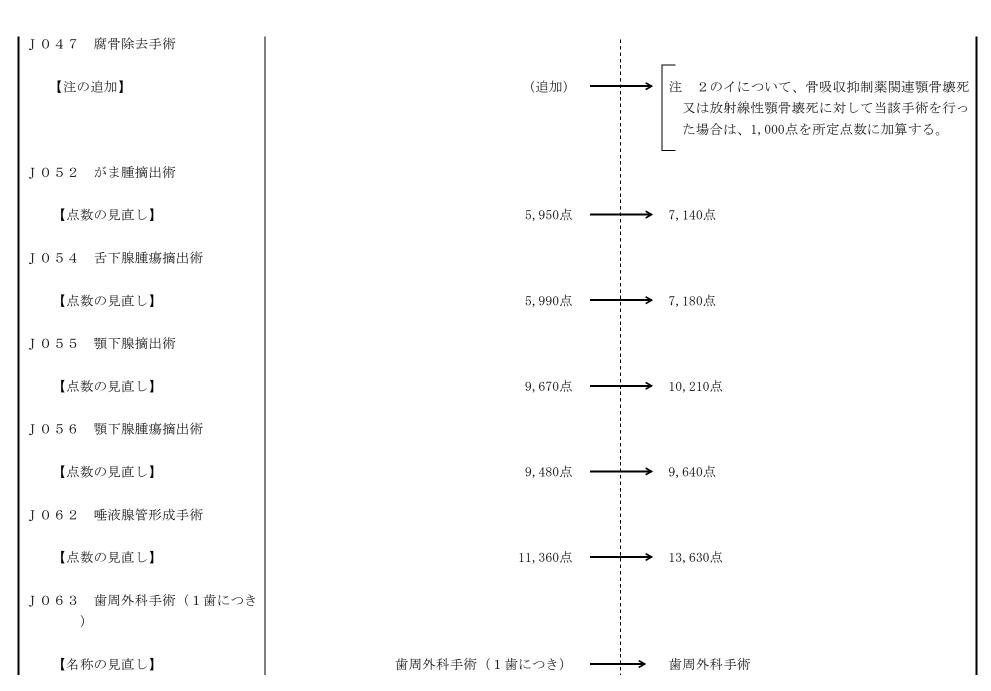


	除した額を10円で除して得た点数につき1点未満 の端数を切り上げて得た点数	除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。
【注の見直し】	注1 薬価が40円以下である場合は、算定できない。	 注1 薬価が15円以下である場合は、算定できない。

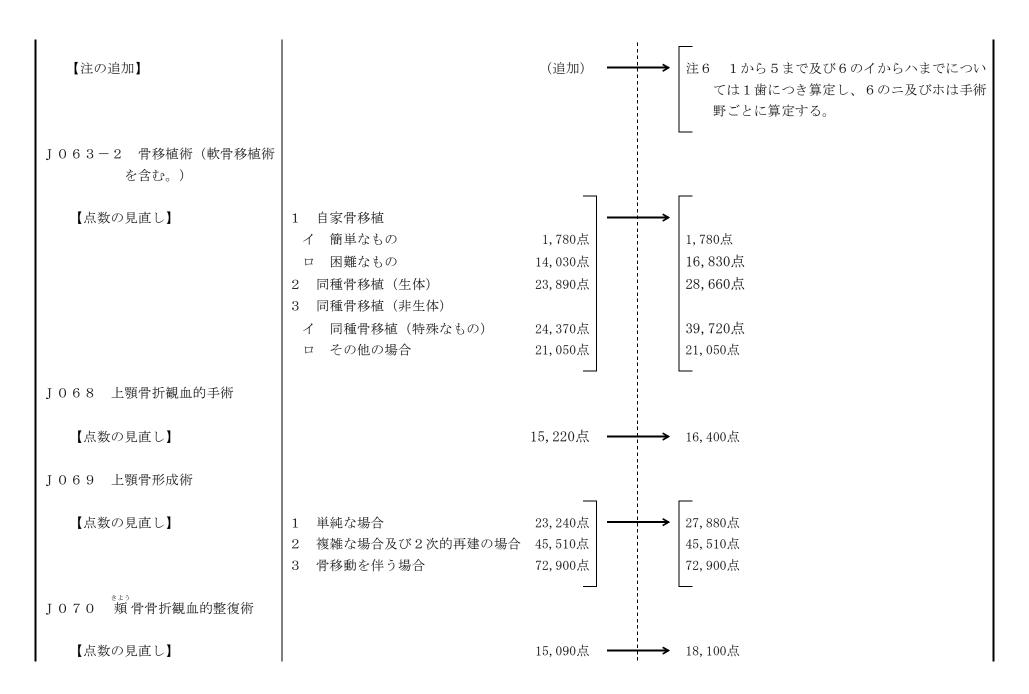
項目	現行		改正案
第2章 特揭診療料			
第9部 手術			
第1節 手術料			
J000 抜歯手術 (1歯につき)			
【点数の見直し】	<ol> <li>1 乳歯</li> <li>2 前歯</li> <li>3 臼歯</li> <li>4 埋伏歯</li> </ol>	150点 15 260点 26	30点 55点 65点 , 050点
J000-3 上顎洞陥入歯除去術			
【名称の見直し】	   上顎洞陥入菌	歯除去術 ── → 上	- 顎洞陥入歯等除去術
J015 口腔底腫瘍摘出術			
【点数の見直し】		6,800点	, 210点
J016 口腔底悪性腫瘍手術			
【点数の見直し】	2	8,140点 29	9, 360点
J017-2 甲状舌管囊胞摘出術		 	

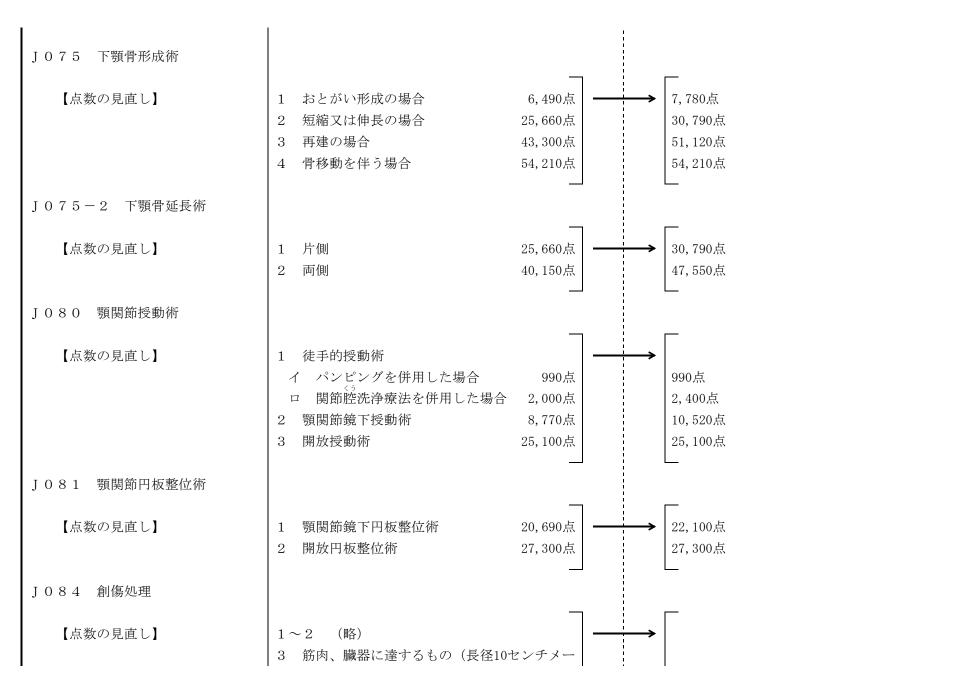




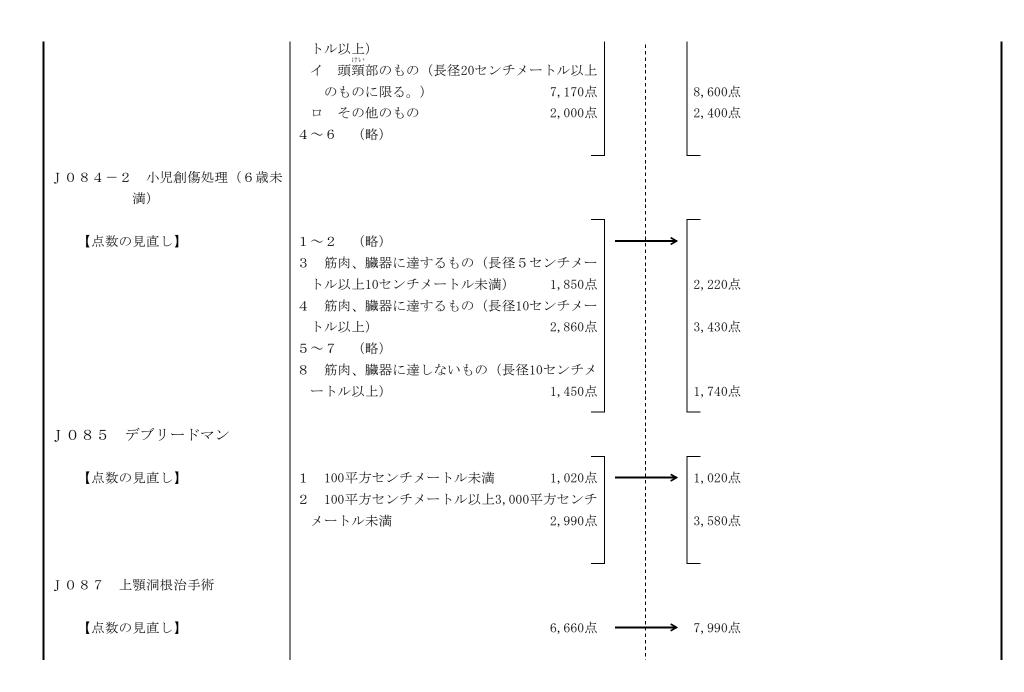


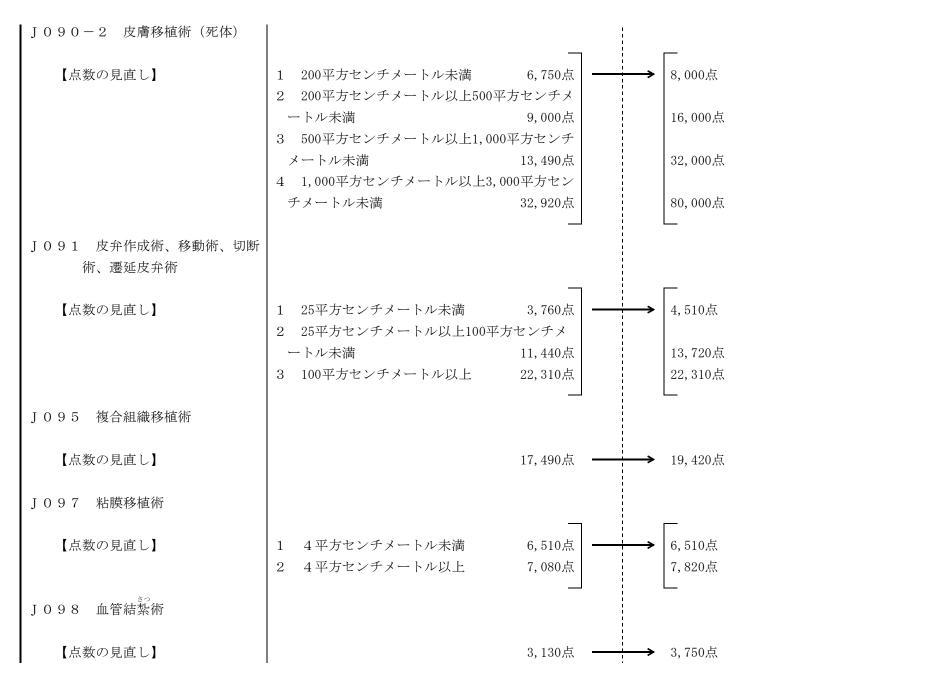
歯科-手術-4/11



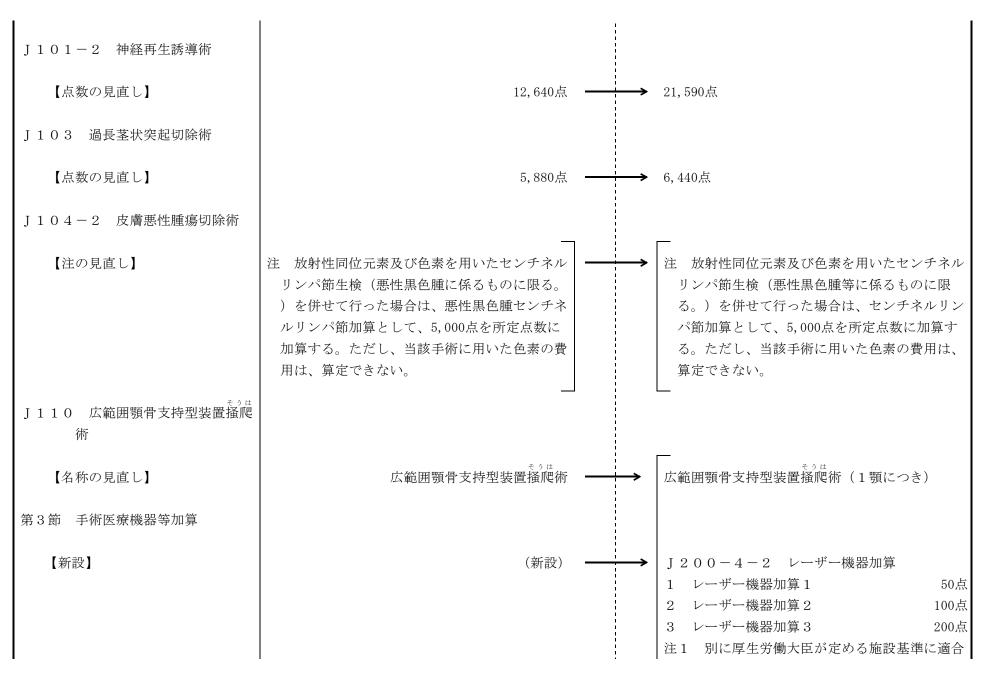


歯科-手術-6/11





歯科-手術-8/11



しているものとして地方厚生局長等に届け出 た保険医療機関において、レーザー照射によ り手術を行った場合に算定する。 注2 1については、区分番号J008(1に限 る。)、J009(1及び2に限る。)、J 017(1に限る。)、J019(1に限

注2 1については、区分番号 J 0 0 8 (1に限る。)、J 0 0 9 (1及び2に限る。)、J 0 1 7 (1に限る。)、J 0 1 9 (1に限る。)、J 0 2 7、J 0 3 0 (1に限る。)、J 0 3 3 (1に限る。)及び J 0 5 1 に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

注3 2については、区分番号 J O O 8 (2に限る。)、 J O O 9 (3に限る。)及び J O 1 7 (2に限る。)に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

注4 3については、区分番号 J O 1 5、 J O 1 9 (2に限る。)、 J O 2 O、 J O 3 O (2 に限る。)、 J O 3 3 (2に限る。)、 J O 3 4、 J O 5 2 及び J O 5 4 に掲げる手術に 当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

J 2 0 0 - 5 画像等手術支援加算

【注の見直し】

注2 2については、区分番号J019の2、J038からJ040まで、J042、J043、J069、J070-2、J075及びJ076に掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支

注2 2については、区分番号J019の2、J038からJ040まで、J042、J043、J068からJ070-2まで、J072、J075及びJ076に掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援を

	援を行った場合に算定する。
第5節 特定薬剤料	
J300 特定薬剤	
【項目の見直し】	薬価が40円を超える場合は、薬価から40円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数  ・
【注の見直し】	注1 薬価が40円以下である場合は、算定できない。 注1 薬価が15円以下である場合は、算定できない。

項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第10部 麻酔		
第2節 薬剤料		
K100 薬剤		
【項目の見直し】	薬価が40円を超える場合は、薬価から40円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数	薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。
【注の見直し】	注1 薬価が40円以下である場合は、算定できない。	注1 薬価が15円以下である場合は、算定できない。

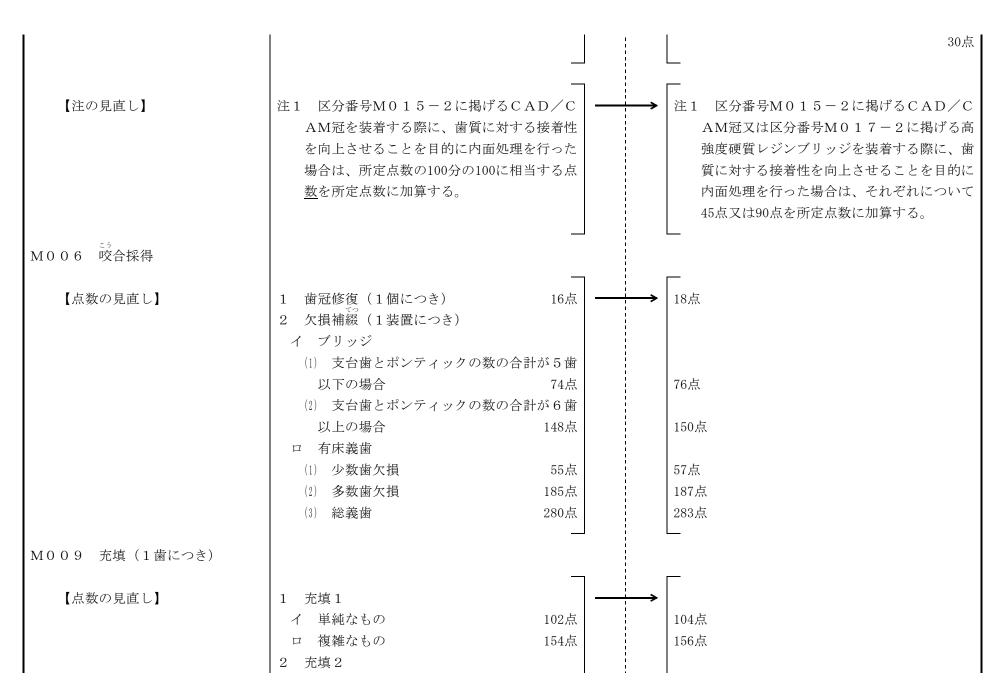
項目	現 行	改 正 案
第2章 特揭診療料		
第11部 放射線治療		
第1節 放射線治療管理·実施料		
L001 体外照射		
【項目の見直し】	1~2 (略)         3 強度変調放射線治療 (IMRT)         イ 1回目       3,000点         ロ 2回目       1,500点	→ 1~2 (略) 3 強度変調放射線治療(IMRT) 3,000点
【注の見直し】	注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の歯科医師が画像誘導放射線治療(IGRT)による体外照射(2のイの(3)若しくはロの(3)又は3に係るものに限る。)を行った場合は、画像誘導放射線治療加算として、患者1人1日につき1回を限度として300点を所定点数に加算する。	注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の歯科医師が画像誘導放射線治療(IGRT)による体外照射を行った場合(2のイの(3)若しくは口の(3)又は3に係るものに限る。)には、画像誘導放射線治療加算として、患者1人1日につき1回に限り、いずれかを所定点数に加算する。イ 骨構造の位置情報によるもの 300点口 腫瘍の位置情報によるもの 450点

歯科-放射線治療-2/2

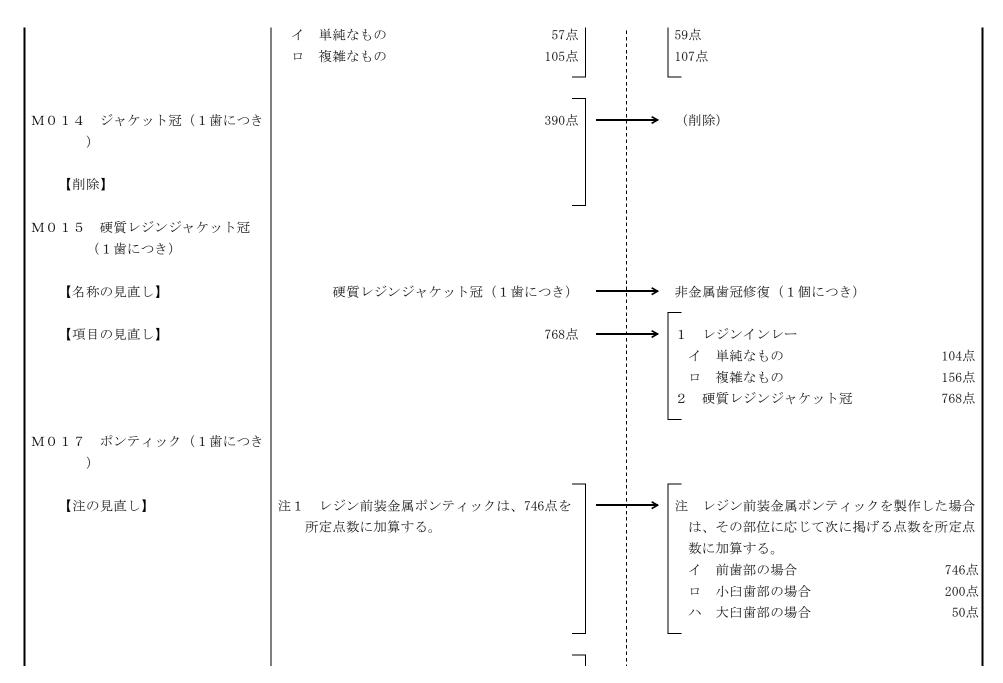
項目	現行	改正案
第2章 特揭診療料		
第12部 歯冠修復及び欠損補綴		
第1節 歯冠修復及び欠損補綴料		
M001 歯冠形成(1歯につき)		
【注の見直し】	注1 1のイ、2のイ及び3の口について、ブリッジの支台歯として歯冠形成を行った場合は、ブリッジ支台歯形成加算として1歯につき20点を所定点数に加算する。	注1 1のイ及びロ、2のイ及びロ並びに3の口について、ブリッジの支台歯として歯冠形成を行った場合は、ブリッジ支台歯形成加算として1歯につき20点を所定点数に加算する。
【注の見直し】	注4 1の口について、CAD/CAM冠のため の支台歯の歯冠形成は、490点を所定点数に 加算する。	注4 1の口について、CAD/CAM冠又は高 強度硬質レジンブリッジのための支台歯の歯 冠形成は、490点を所定点数に加算する。
【注の見直し】	注9 2のロについて、CAD/CAM冠のため の支台歯の歯冠形成は、470点を所定点数に 加算する。	→ 注9 2の口について、CAD/CAM冠又は高 強度硬質レジンブリッジのための支台歯の歯 冠形成は、470点を所定点数に加算する。
M002-2 支台築造印象 (1歯に つき)		

1			ı		ı
【点数の見直し】		30点		32点	
M003 印象採得			 		
		$\neg$	 	Γ	
【点数の見直し】	1 歯冠修復(1個につき)		<b>→</b>	1 歯冠修復(1個につき)	
	イー単純印象	30点	i i	イー単純印象	32点
	口 連合印象	62点	i ! !	口 連合印象	64点
	2 欠損補綴(1装置につき)		 	2 欠損補綴(1装置につき)	
	イ 単純印象		! ! !	イー単純印象	
	(1) 簡単なもの	40点	; ;	(1) 簡単なもの	42点
	(2) 困難なもの	70点	i ! !	(2) 困難なもの	72点
	ロ連合印象	228点	 	口連合印象	230点
	ハー特殊印象	270点	! ! !	ハ 特殊印象	272点
	ニ ブリッジ		; ;	ニ ブリッジ	
	(1) 支台歯とポンティックの数の合	計が5歯	 	(1) 支台歯とポンティックの数の合	計が5歯
	以下の場合	280点	:	以下の場合	282点
	(2) 支台歯とポンティックの数の合	計が6歯	; ; ;	(2) 支台歯とポンティックの数の合	計が6歯
	以上の場合	332点	; ! !	以上の場合	334点
	ホーロ蓋補綴、顎補綴		1 1 1	ホーロ蓋補綴、顎補綴	
	(1) 印象採得が困難なもの	220点	i ! !	(1) 印象採得が困難なもの	222点
	(2) 印象採得が著しく困難なもの	400点	 	(2) 印象採得が著しく困難なもの	402点
	3 副子(1装置につき)	40点	: :	3 副子 (1装置につき)	42点
			; ;	L	
M005 装着			; ! !		
			! ! !	Г	
【項目の見直し】	1 歯冠修復 (1個につき)	45点	<b>→</b>	1 歯冠修復 (1個につき)	45点
	2 欠損補綴(1装置につき)		; ; ;	2 欠損補綴(1装置につき)	
	イ~ニ (略)		1 1 1	イ~ニ (略)	
	3 副子の装着の場合(1装置につき)	30点	! ! !	3 口腔内装置等の装着の場合(1装置	につき)

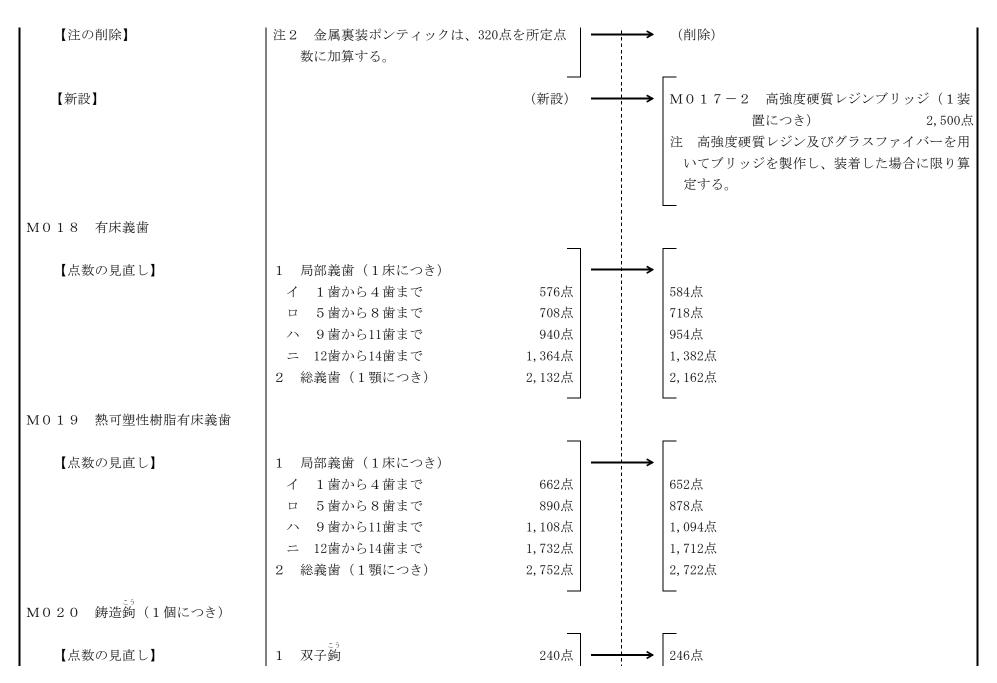
歯科-歯冠修復・欠損補綴-2/8



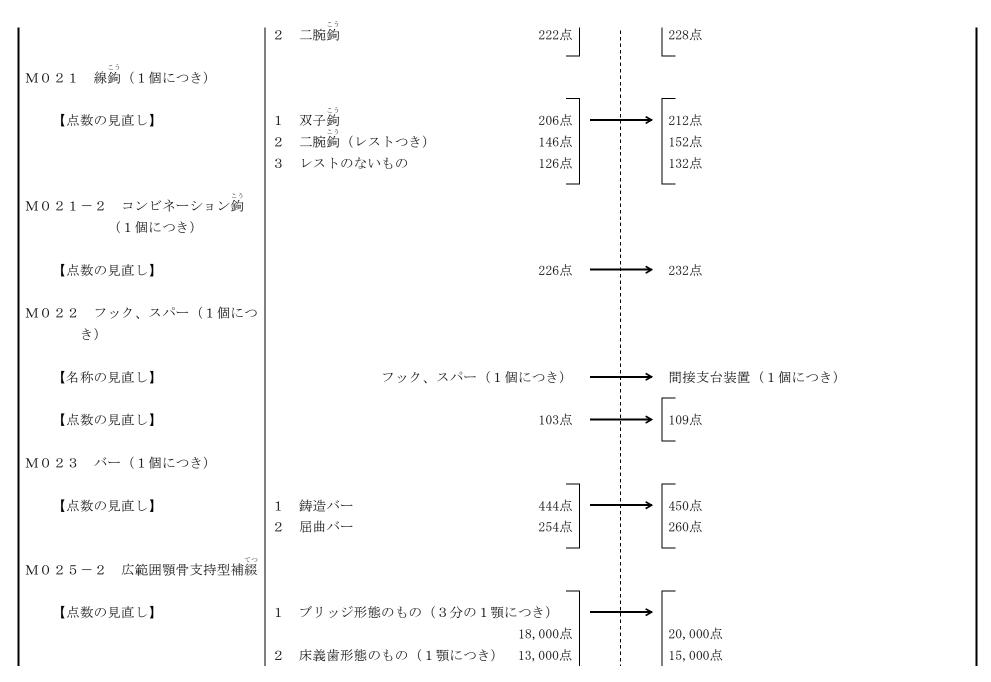
歯科-歯冠修復・欠損補綴-3/8



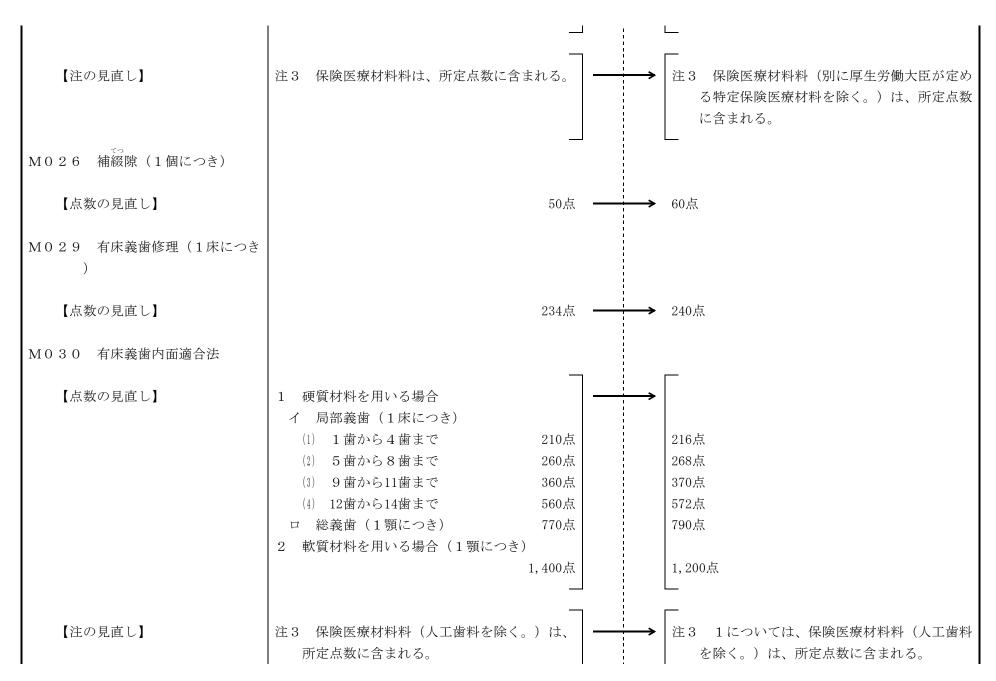
歯科-歯冠修復・欠損補綴-4/8



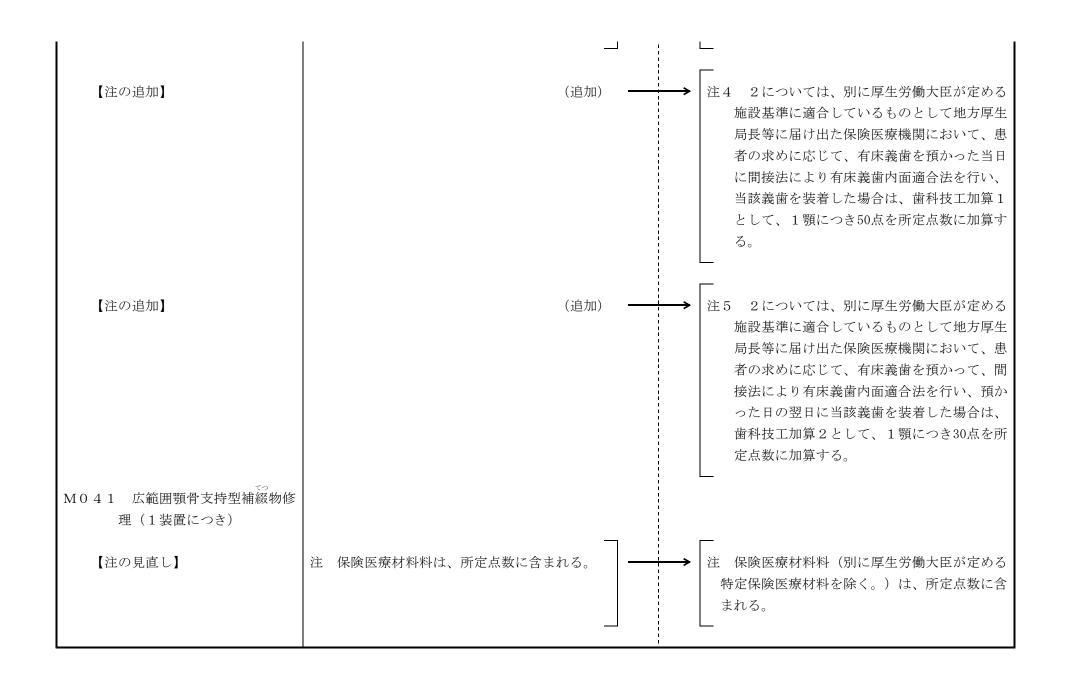
歯科-歯冠修復・欠損補綴-5/8



歯科-歯冠修復・欠損補綴-6/8



歯科-歯冠修復・欠損補綴-7/8



項目	現行	改 正 案
第2章 特掲診療料		
第13部 歯科矯正		1 
第1節 歯科矯正料		
N004 模型調製(1組につき)		
【注の見直し】	注1 1については、歯科矯正を開始したとき、動的処置を開始したとき、マルチブラケット 法を開始したとき、顎離断等の手術を開始し たとき及び保定を開始したときに、それぞれ 1回を限度として算定する。	⇒ 注1 1については、歯科矯正を開始するとき、動的処置を開始するとき、マルチブラケット 法を開始するとき、顎離断等の手術を開始するとき及び保定を開始するときに、それぞれ 1回に限り算定する。
【新設】	(新設)	→ N012-2 スライディングプレート (1装置 につき) 1,500点 注 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。
N O 1 3 リトラクター (1装置につき)		
【注の見直し】	注 スライディングプレートを製作した場合は、 1,500点(保険医療材料料等を含む。)を所定 点数に加算する。	注 スライディングプレートを製作した場合は、 1,500点(保険医療材料料等を含む。)を所定 点数に加算する。ただし、この場合において、 区分番号N012-2に掲げるスライディング

【新設】	(新設) → N014-2 牽引装置 (1歯につき) 500点注1 区分番号 J 044-2に掲げる埋伏歯開窓 術を行った歯に対し牽引装置を装着した場合に算定する。 注2 区分番号N022に掲げるダイレクトボンドブラケットは所定点数に含まれ別に算定できない。 注3 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

項目	現 行	 	改 正 案
第2章 特掲診療料		         	
第14部 病理診断		 	
〇 0 0 0 口腔病理診断料(歯科診療 に係るものに限る。)			
【注の見直し】	注1 1については、病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師が勤務する病院である保険医療機関において、医科点数表の区分番号N000指げる病理組織標本作製、医科点数表の区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、医科点数表の区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製若しくは医科点数表の区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回を限度として算定する。		→ 注1 1については、病理診断を専ら担当する歯 科医師又は医師が勤務する病院である保険医 療機関において、医科点数表の区分番号N0 00に掲げる病理組織標本作製、医科点数表 の区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理 組織標本作製、医科点数表の区分番号N00 2に掲げる免疫染色(免疫抗体法)病理組織 標本作製若しくは医科点数表の区分番号N0 03に掲げる術中迅速病理組織標本作製によ り作製された組織標本(医科点数表の区分番 号N000に掲げる病理組織標本作成又は医 科点数表の区分番号N002に掲げる免疫染 色(免疫抗体法)病理組織標本作成により作 成された組織標本のデジタル病理画像を含 む。)に基づく診断を行った場合又は当該保 険医療機関以外の保険医療機関で作製された 組織標本(当該保険医療機関以外の保険医療 機関で医科点数表の区分番号N000に掲げる 病理組織標本作製又は医科点数表の区分番

号N002に掲げる免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製により作成された組織標本 のデジタル病理画像を含む。) に基づく診断 を行った場合に、これらの診断の別又は回数 にかかわらず、月1回に限り算定する。 【注の追加】 (追加) 注5 1については、別に厚生労働大臣が定める 施設基準に適合しているものとして地方厚生 局長等に届け出た保険医療機関において、悪 性腫瘍に係る手術の検体から医科点数表の区 分番号N000の1に掲げる病理組織標本 (組織切片によるもの) 作成又は医科点数表 の区分番号N002に掲げる免疫染色(免疫 抗体法) 病理組織標本作製により作成された 組織標本に基づく診断を行った場合は、悪性 腫瘍病理組織標本加算として、150点を所定 点数に加算する。

項目	改正案
第3章 経過措置	
	1 平成30年9月30日までの間における区分番号A000の1については、「237点」とあるのは「234点」、同注 9については、「23点又は25点」とあるのは「25点」、区分番号A002の1については、「48点」とあるのは 「45点」、同注8については、「3点又は5点」とあるのは「5点」とする。
	2 旧算定方法別表第二区分番号A000の注1及び区分番号A002の注1に係る規定については、平成30年9月30日までの間は、なお従前の例による。
	3 平成30年9月30日までの間における区分番号C000の注13については、「237点」とあるのは「234点」、「48点」とあるのは「45点」とする。
	4 区分番号C000の注14に係る規定は、平成30年9月30日までの間は、適用しない。
	5 第2章の規定にかかわらず、区分番号H000の注4後段及び注5、区分番号H000-3の注4後段及び注5に規定する診療料は、平成31年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。